

新市将来構想

~^い生き^い生き36000の夢づくり~

『一人ひとりが輝く ひとと環境に優しい田園都市』

平成15年 8月

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会

目 次

はじめに	1
第1節 将来構想とは	1
第2節 合併の必要性	2
第1章 地域の現況特性と発展課題の分析	4
第1節 広域的位置づけ	4
第2節 地勢	4
第3節 自然条件	5
第4節 歴史	5
第5節 人口・世帯	6
第6節 土地利用	11
第7節 道路・交通	12
第8節 産業	13
第9節 生活圏	19
第10節 公共施設	22
第11節 行政組織	23
第12節 行政サービス	25
第13節 広域行政	26
第14節 財政	26
第15節 発展方向	28
第2章 合併の効果	33
第1節 新しいまちづくり	33
第2節 住民の利便性の向上	34
第3節 行政サービスの高度化・多様化	34
第4節 行財政の効率化と国・県の支援	35
第5節 合併に際する懸念の解消	41
第3章 新市のまちづくりの基本的考え方	42
第1節 新市のまちづくりの将来像	42
第2節 新市のまちづくりの基本目標	43
第3節 将来像を実現するための基本的な考え方	45
第4章 主な取り組みの方向性	46
第1節 環境と調和し快適で安らぎのあるまち	47
第2節 安心して楽しく健やかに暮らせるまち	49
第3節 活力と創意工夫で豊かに暮らせるまち	50
第4節 生涯学び心豊かな人を育むまち	51
第5節 とともに支え温かにふれあえるまち	52
おわりに	53

はじめに

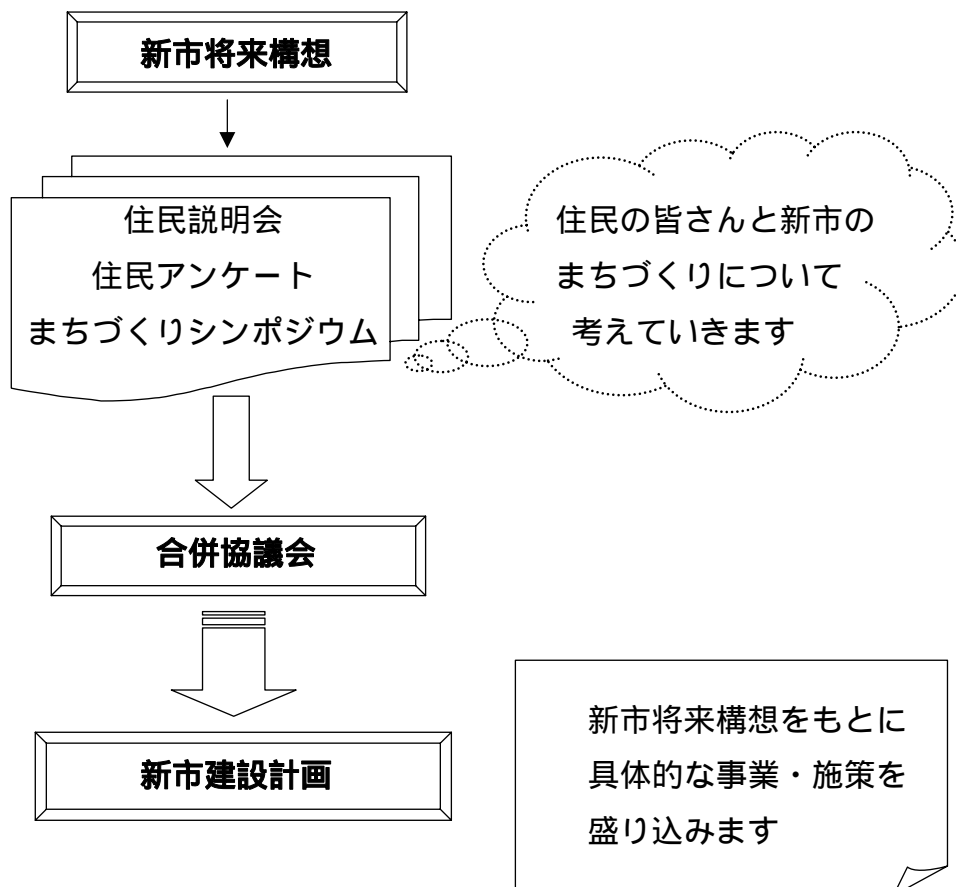
第1節 将来構想とは

この構想は、天王町・昭和町・飯田川町の3町の現況や将来の推計などを基礎として、新市の合併の効果や課題を明らかにし、新市の将来像と新市において取り組むべき施策の方向性を示したものです。

合併は単なる規模・基盤の拡大ではなく、3町が持つそれぞれの地域の自然環境・人材・文化・産業等の資源を連携・活用しながら新しいまちづくりを展開していく機会であると言えます。新市のまちづくりを成功に導くためには、3町の地域性や緑豊かな自然環境等共通した背景をベースにまちづくりの理念・目標を共有し、住民一人ひとりが地域のあり方について主体的に考え、積極的にまちづくりに関与していくことが大切です。

この将来構想をもとに、住民説明会や住民アンケートなどを通じて皆さんと夢のあるよりよいまちづくりを考えていきたいと思えます。

なお、新市将来構想は、まちづくりの理念・将来像を考える材料にはなりますが、具体的な施策・事業が記載されていません。今後はこれを土台として、具体的な施策・事業を盛り込んだ新市建設計画を策定していくことになります。



第2節 合併の必要性

(1) 日常生活圏の広域化

社会経済の発展に伴う都市化の進展や交通網の整備によって、人々の日常生活や事業者等の経済活動の範囲が、既存の市町村の区域を大きく越えており、生活圏全体を対象とした広域的・総合的な施策が求められています。

3町においても、秋田自動車道・日本海沿岸東北自動車道等の高速交通体系の整備、及びそれらに連結する国道・県道・生活道路等地域道路網の整備により、人やモノの移動が活発化し、商圈等経済圏がますます拡大しています。

(2) 少子高齢化の進行

本格的な少子高齢社会を迎えつつあることは、地域内における働き手の減少による地域経済成長への悪影響など深刻な状況をもたらすことが懸念されています。

また、保健・福祉分野を中心とした住民の行政に対するニーズは多様化・高度化すると同時に、その水準を確保することが求められており、少ない現役世代で多数の高齢者を支えていかなければならないという厳しい状況にあります。

合併することにより、少子高齢化に対応した地域づくり・ネットワークづくり等のサービスを展開するために必要な人員体制と財源を確保することが求められています。

(3) 住民ニーズの多様化・高度化

個人・個性が大切にされ、趣味や価値観などの多様化が進んだことにより人々の持つニーズも多様化・高度化しています。

そのために、行政に対するニーズも生活密着のものから、直接的に解決できない複雑なものまで多種多様になってきています。

これらのニーズへの対応には、3町の行政が一体となって効率的に行財政の運営を進めることで、きめ細かい住民サービスを十分に提供できる体制づくりが必要となります。

(4) 地方分権の進展

機関委任事務の廃止及び自治事務化をはじめとした地方分権の進展により、住民に身近な行政は自治体が主体的に取り組めるように自治体の権限や責任が拡大しました。そのため地方自治体には地方分権の受け皿として、地域が自らの責任で、自ら考え、自ら積極的に取り組める能力、及び分権により増加

する事務量に無理なく対応する能力が必要となってきました。

しかし、多くの地方自治体では財政状態が厳しく、それを改善するために職員数を削減していることにより職員数に余裕がない状況にあり、地方分権の受け皿として増加する業務を適切に行うためには、合併による行財政基盤の拡大・強化が有効な抜本的解決策の一つになっています。

(5) 地域としての一体化

3町は2市9町1村で構成される秋田周辺広域市町村圏に属し、生活環境の分野を中心に、広域に関わる各種施策及び整備事業を積極的に進めているほか、3町でも湖南地区衛生処理組合を構成して一体的な取組を進めるなどこれまで着実な成果をあげています。

また、3町はいずれも環境豊かな田園地帯で、農業や商業などを通じて古くから人と人が行き交う共通の背景・特徴を有する町であることから、さまざまな分野で一体的な地域振興が考えられる地域となっています。

そのため、合併により3町それぞれの資源を利用した一体的かつ相乗的な施策の展開を図っていくことがより効果的であり、単独で実施・展開するよりも効率的に地域活性化が進められると期待されます。

(6) 行財政基盤の整備

長引く不況による税収の落ち込み、少子高齢化による保健・医療・福祉関連支出の増大等により国も地方も財政構造が弱体化・硬直化しており、3町もその例外ではありません。そのため、地方分権による業務増に耐えることができ、多様で質の高い行政サービスの提供等地域間競争に勝ち抜く独自性のあるまちづくりを展開できるような財政基盤の強化が急務となっています。

高い地域経営能力、強い財政基盤の実現には、少ない職員・少ない予算で多くのサービス・事務事業を遂行するような、効率的な行財政機構へと大きく改めていく必要があります。合併はそのための有力な手段と考えられており、3町の行政が一体となって効率的な行財政機構を早期に実現しなければなりません。

第1章 地域の現況特性と発展課題の分析

第1節 広域的位置づけ

3町が合併して誕生する新市は、秋田県のほぼ中央の沿岸部に位置しており、東は井川町と、南は秋田市と、西は男鹿市と、北は八郎湖を挟んで大潟村と、それぞれ接しています。

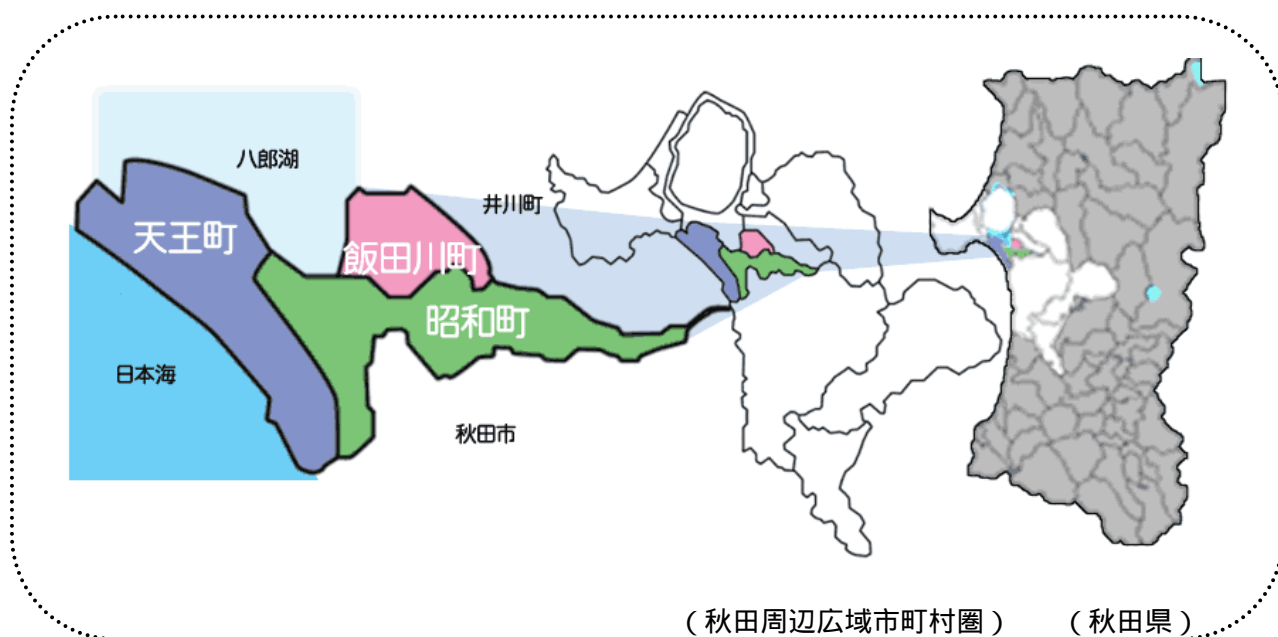
秋田市をはじめとする2市9町1村で構成され、県内9圏域の中核的な役割を担っている秋田周辺広域市町村圏に属しており、3町は広域市町村圏のほぼ真ん中に位置しています。

秋田自動車道・日本海沿岸東北自動車道という高速交通体系の整備や秋田空港から車で25分の位置によって首都圏からの1日行動圏に入っており、広大な田園風景を基にした豊かな自然環境と県都秋田市に隣接したベッドタウンという都市的な側面という特徴を活かした、魅力あるまちづくりが期待される地域です。

3町いずれも秋田都市計画区域に指定されている（昭和45年）ほか、天王町は半島振興法に基づく半島振興対策実施地域に指定されています（昭和63年）。

第2節 地勢

東部は南北に縦走する国道7号の周辺に小高い丘陵（女川層）が多数連なっており、出羽丘陵に続いています。中央部及び北部は、秋田平野の北辺部として八郎湖に向かって広大な田園地帯が展開されており肥沃な穀倉地帯となっています。西部は県内有数の3本の砂丘群が連なっているほか、日本海に面した沿岸部は秋田市から続く海岸砂丘となっており、秋田県の保健保安林に指定されています。砂丘群の間は集落や畑地・樹園地として活用されています。



第3節 自然条件

日本海に面していることから、海洋の影響を大きく受ける日本海沿岸型の気候に属しており、積雪寒冷地帯である秋田県内にあっても内陸部より降雪は少なく、比較的温暖で過ごしやすい地域です。

秋田県果樹試験場天王分場の月別気象データ(平成14年)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	月平均	年平均
平均気温	1.1	1.8	5.5	11.6	14.1	18.6	23.5	24.0	19.6	13.9	4.8	0.8	11.6	11.3
降水量	126.0	59.0	100.0	83.5	66.0	65.5	210.0	239.0	62.0	118.5	185.0	55.0	114.1	113.2
風速	2.6	2.5	2.6	2.5	1.8	1.8	1.5	1.8	1.5	2.0	2.5	2.4	2.1	2.1
日照時間	50.1	100.9	112.7	216.2	159.3	210.3	109.5	124.3	183.8	128.7	50.6	45.3	124.3	127.3

注:年平均は過去11年間(1992-2002)の平均

単位:平均気温は「度」、降水量は「mm」、風速は「m/s」、日照時間は「時間」

資料:秋田県果樹試験場天王分場

第4節 歴史

貝塚等の遺跡の分布から、八郎潟沿岸や男鹿半島の付け根付近を中心に現在の3町を含む広大な地域に縄文時代から集落が発達・散在していたと考えられます。以来、この地では、時代の変遷に従って狩猟・採集生活から開拓・農耕生活、稲作文化へと移っていきました。

歴史上にこの地が登場するのは古代であり、律令国家の東北開拓に伴い、最北の拠点として秋田城が設けられ、律令体制下で秋田郡方上郷を形成していました。その後、一つ一つの集落が形成されていったものの、村としての名前は中世末期の太閤検地によってようやく明確に登場しました。

江戸時代には秋田藩の下で新田開発や産業開発が進み村々の暮らしも豊かになっていきました。明治に入って秋田県・南秋田郡ができた後、明治22年には、旧来の村を合併した地方自治体としての市町村制の施行(明治の大合併)により天王村・大久保町・豊川村・飯田川村という現在の3町の原型が誕生しました。その後、天王村(昭和26年に天王町に)では他町村との合併の動きはありませんでしたが、昭和町と飯田川町は合併や分町の動きを経て、現在に至っています。昭和町は昭和17年に大久保町・飯田川町(昭和10年に町制施行)・豊川村の合併により誕生しましたが、昭和25年に昭和町(旧大久保地区)・飯田川町・豊川村に分裂して飯田川町は現在の形に、昭和町はその後昭和30年に金足村の一部、昭和31年に豊川村と合併し現在の形になっています。

第5節 人口・世帯

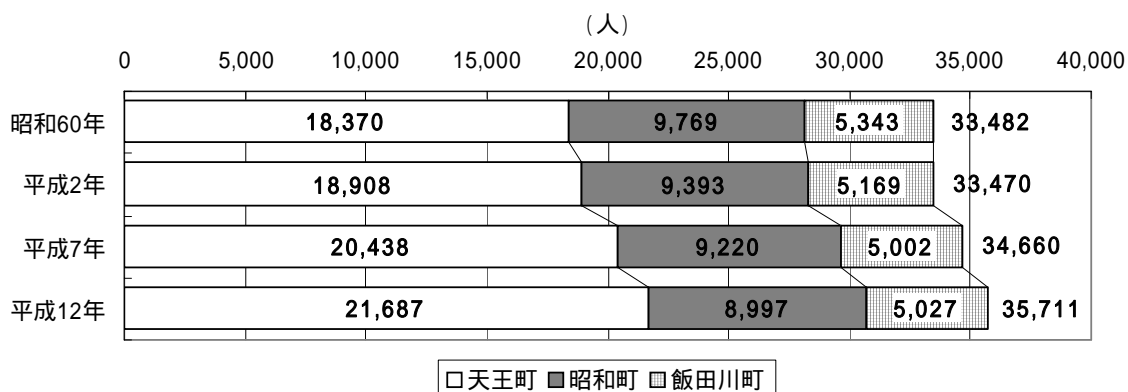
(1) 人口の状況

1) 推移

国勢調査によると、平成7年から平成12年にかけて全国の人口は増加しているものの、秋田県の人口は若干減少しています。また、秋田県では少子高齢化が全国を上回るペースで進み、平成12年の年少人口(0~14歳)・生産年齢人口(15~64歳)・老年人口(65歳以上)の構成比はそれぞれ13.7%・62.8%・23.5%となっています。

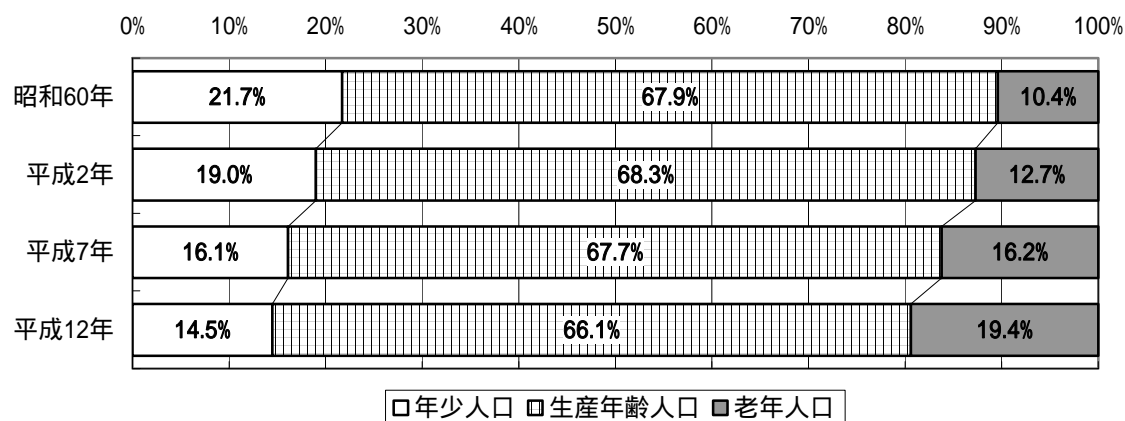
平成12年の新市の人口は35,711人となっており、昭和60年から平成2年にかけて若干減少したものの、その後は増加しています。また、年齢別人口の構成比をみると、昭和60年以降、年少人口と生産年齢人口は低下する一方、老年人口は上昇しており、県全体のペースを下回りますが、新市においても少子高齢化は着実に進んでいることが分かります。

新市の人口の推移



資料: 国勢調査

新市の年齢別(3区分)構成比の推移



資料: 国勢調査

人口・年齢別(3区分)構成比の推移

	新 市				秋 田 県			
	昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年
人 口	33,482	33,470	34,660	35,711	1,254,032	1,227,478	1,213,667	1,189,279
年少人口	21.7%	19.0%	16.1%	14.5%	20.0%	17.9%	15.6%	13.7%
生産年齢人口	67.9%	68.3%	67.7%	66.1%	67.4%	66.5%	64.8%	62.8%
老年人口	10.4%	12.7%	16.2%	19.4%	12.6%	15.6%	19.6%	23.5%

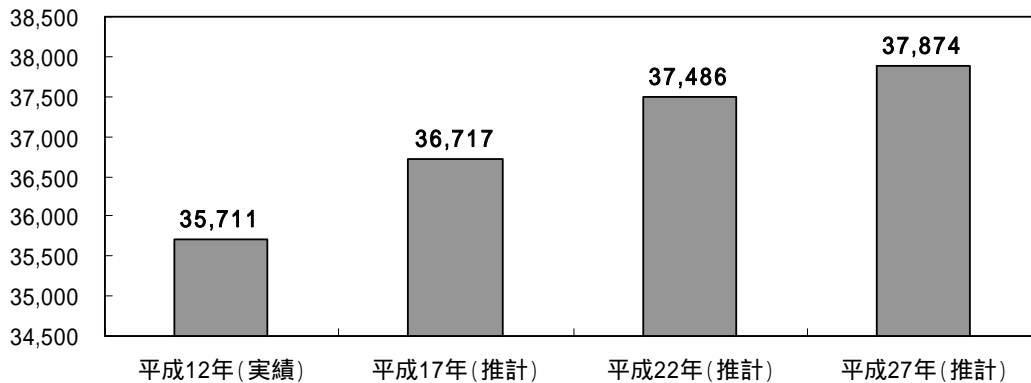
資料:国勢調査

2) 将来見通し

わが国の人口は、少子高齢化が今後も進行するため、平成 18 年にピークを迎えた後に長期的に減少することが予想されており、平成 14 年 3 月に国立社会保障・人口問題研究所が公表した将来推計人口によると、秋田県の人口は全国を上回るペースで減少すると見込まれます。

国勢調査と国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口に係るデータを用いて、男女別 5 歳ごとの人口の変化を自然動態（出生と死亡の差）と社会動態（新市への転入と転出の差）に分離して推計するコーホート要因法により新市の将来人口を推計すると、増加のペースは鈍るものの、平成 27 年には 38,000 人程度になると見込まれます。また年齢別人口の構成比をみると、平成 27 年には年少人口・生産年齢人口はそれぞれ 12.4%・59.1%にまで低下する一方、老年人口は 28.5%にまで上昇し、少子高齢化は一層進むことが見込まれます。

新市の人口の推計



資料:平成 12 年は国勢調査、それ以外は国勢調査のデータに基づく推計値

参 考

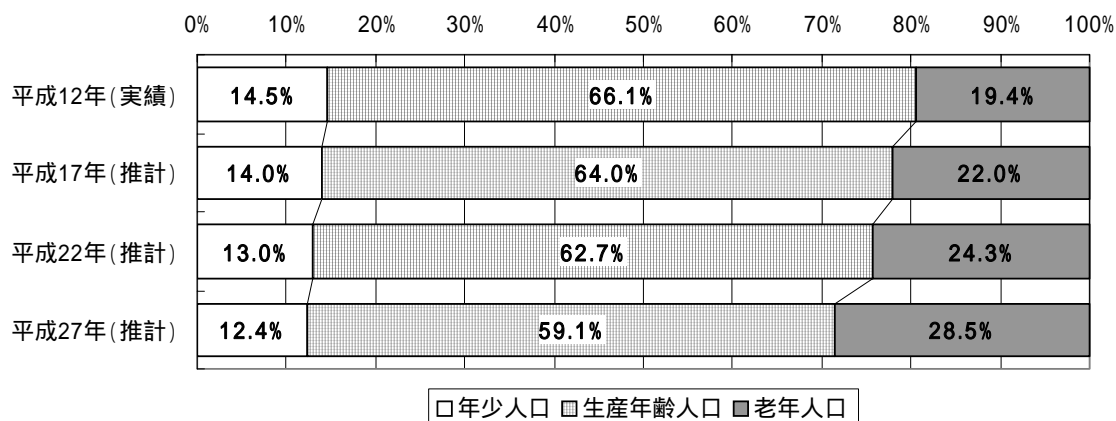
推移及び将来見通しにおける人口及び世帯数については、5年ごとに実施される国勢調査の数値を使用していますが、平成 15 年 3 月 31 日現在の各町の住民基本台帳の人口及び世帯数は次のとおりです。

年齢別(3区分)人口・構成比及び世帯数の状況(平成 15 年 3 月 31 日現在)

	天 王 町	昭 和 町	飯 田 川 町	新 市
人 口	22,437	8,738	5,034	36,209
年 少 人 口 (構成比)	3,339(14.9%)	1,112(12.7%)	639(12.7%)	5,090(14.1%)
生 産 年 齢 人 口 (構成比)	15,175(67.6%)	5,446(62.3%)	3,116(61.9%)	23,737(65.5%)
老 年 人 口 (構成比)	3,923(17.5%)	2,180(25.0%)	1,279(25.4%)	7,382(20.4%)
世 帯 数	7,800	2,739	1,604	12,143

資料:各町住民基本台帳より

新市の年齢別(3区分)構成比の推計

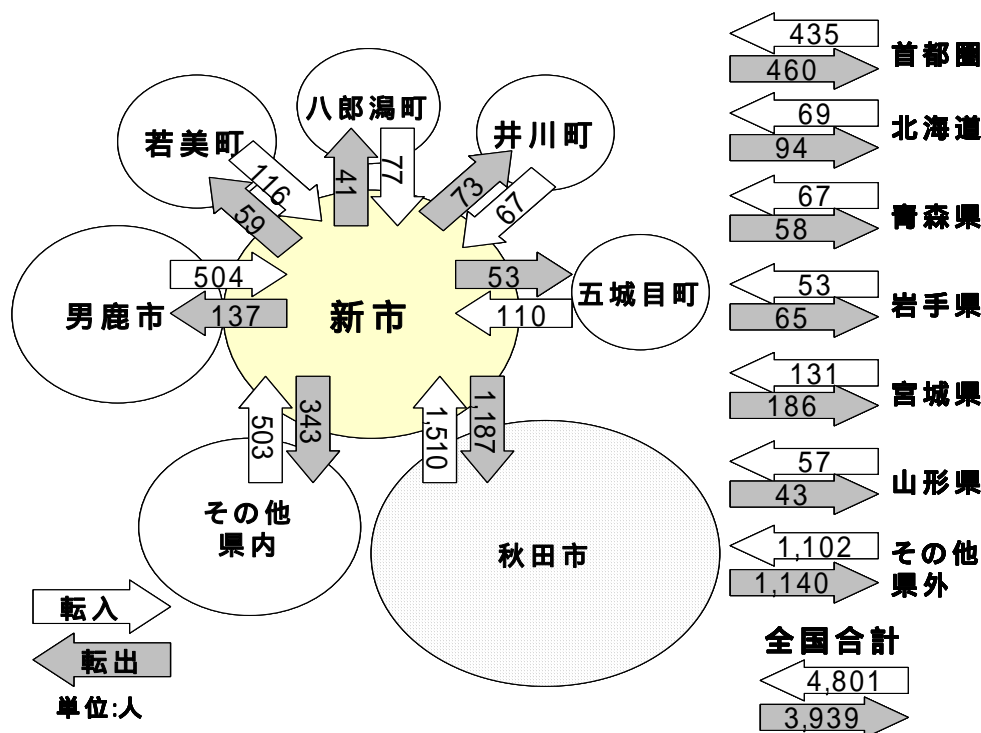


資料:平成12年は国勢調査、それ以外は国勢調査のデータに基づく推計値

(2) 転入・転出の状況

平成7年から平成12年にかけての新市外との転入・転出の状況をみると、秋田市との間で転入・転出の動きが最も多く、次いで首都圏、男鹿市の順となっています。居住環境が比較的良い地域であるため、県内の他市町村の間では新市へ人口は流入しています。一方、県外との間では新市から人口が流出していますが、差し引きとして全体では転入が転出を上回っており、862人流入しています。

平成7年から平成12年にかけての新市外での転入・転出の状況



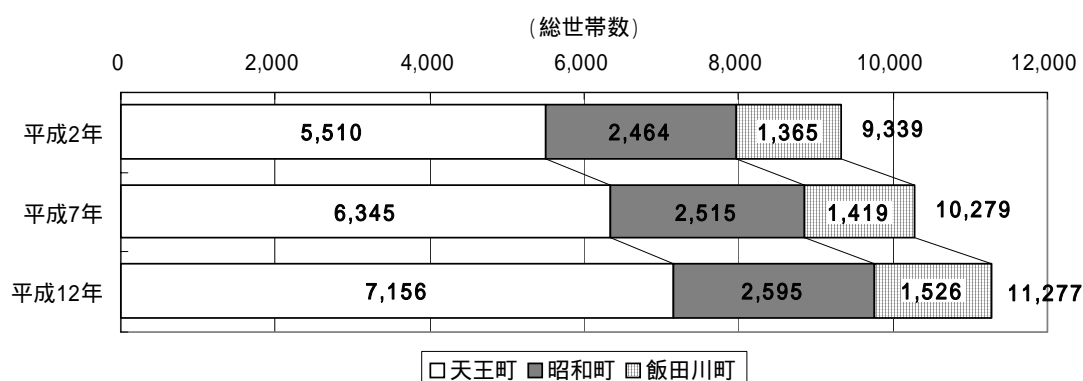
資料:国勢調査

(3) 世帯数

1) 推移

ライフスタイルの多様化や都市化に伴って全国的に核家族化が進行しており、国勢調査によると、平成7年から平成12年にかけて1世帯あたりの人口は全国・秋田県ともに減少しており、秋田県では平成12年の1世帯あたりの人口は3.06人となっています。

平成12年の新市の総世帯数は11,277世帯となっており、平成2年以降増加していますが、人口の増加ペースを上回るため、1世帯あたりの人口は減少し、平成12年には3.17人となっています。新市においても核家族化は進んでいますが、県全体のペースを下回ることが分かります。



資料:国勢調査

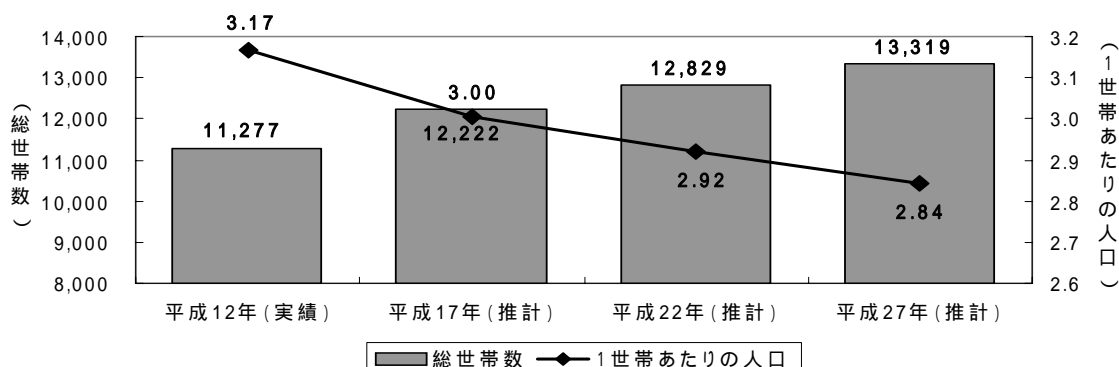
総世帯数・1世帯あたりの人口の推移

	新市			秋田県		
	平成2年	平成7年	平成12年	平成2年	平成7年	平成12年
総世帯数	9,339	10,279	11,277	358,208	374,679	389,049
1世帯あたりの人口	3.58	3.37	3.17	3.43	3.24	3.06

資料:国勢調査

2) 将来見通し

前述の人口を前提として、過去4回の国勢調査における世帯主率の推移に基づき、将来の総世帯数と1世帯あたりの人口を推計すると、総世帯数は増加を続け平成27年には13,300世帯程度になりますが、人口の増加ペースを上回るため、1世帯あたりの人口は減少し、平成27年には2.84人になることが見込まれ、核家族化は今後も一層進むことが予想されます。



資料:平成12年は国勢調査、それ以外は国勢調査のデータに基づく推計値

(4) 就業人口

1) 推移

国勢調査によると、人口の減少に伴って県全体の就業人口は減少している一方、新市の就業人口は平成12年には17,593人であり、昭和60年以降増加しています。産業別にみると、第1次産業の就業者数は減少しており、構成比も昭和60年の17.4%から平成12年には7.7%にまで低下しています。一方、第2次産業・第3次産業の就業者数は増加し、特に第3次産業の構成比は昭和60年の45.8%から平成12年には54.9%にまで上昇しています。県全体と比べると、第2次産業の就業者数の構成比が高いことが分かります。

就業人口の推移

		第1次産業		第2次産業		第3次産業		就業人口
		就業者数	構成比	就業者数	構成比	就業者数	構成比	
天王町	昭和60年	1,377	16.1%	3,080	35.9%	4,112	47.9%	8,579
	平成2年	1,106	12.1%	3,478	38.1%	4,542	49.8%	9,129
	平成7年	840	8.4%	3,706	37.2%	5,424	54.4%	9,972
	平成12年	670	6.3%	3,870	36.4%	6,081	57.1%	10,644
昭和町	昭和60年	990	19.8%	1,829	36.6%	2,176	43.6%	4,996
	平成2年	796	16.2%	1,849	37.6%	2,267	46.2%	4,912
	平成7年	577	12.3%	1,787	38.2%	2,318	49.5%	4,683
	平成12年	466	10.5%	1,711	38.6%	2,251	50.8%	4,429
飯田川町	昭和60年	458	17.2%	1,059	39.8%	1,146	43.0%	2,663
	平成2年	327	12.6%	1,094	42.0%	1,180	45.3%	2,604
	平成7年	268	10.6%	1,029	40.8%	1,224	48.6%	2,521
	平成12年	216	8.6%	977	38.8%	1,323	52.5%	2,520
新市	昭和60年	2,825	17.4%	5,968	36.8%	7,434	45.8%	16,238
	平成2年	2,229	13.4%	6,421	38.6%	7,989	48.0%	16,645
	平成7年	1,685	9.8%	6,522	38.0%	8,966	52.2%	17,176
	平成12年	1,352	7.7%	6,558	37.3%	9,655	54.9%	17,593
秋田県	昭和60年	135,259	21.9%	177,609	28.7%	305,560	49.4%	619,086
	平成2年	105,594	17.2%	195,871	31.9%	312,451	50.9%	614,522
	平成7年	79,926	13.1%	195,627	32.2%	332,322	54.7%	608,735
	平成12年	64,465	11.0%	181,688	30.9%	341,462	58.1%	588,385

資料：国勢調査（注）分類不能の数があるため、第1次・第2次・第3次の計は必ずしも就業人口の計とは一致しない。

2) 将来見通し

前述の人口を前提とし、昭和60年から平成12年までの就業率と産業別就業者構成比の推移に基づいて将来の就業人口を推計すると、就業人口は今後も増加して平成27年には20,000人程度まで増える見込まれます。また、第1次産業の就業者の構成比は低下する一方、第2次産業・第3次産業の就業者の構成比は上昇し、平成27年にはそれぞれ4.0%・38.2%・57.8%と見込まれ、第1次産業から第2次産業・第3次産業への就業者のシフトが進み、就業構造の高度化が一層進むことが予想されます。

新市の就業人口の推計

		平成 12 年(実績)	平成 17 年(推計)	平成 22 年(推計)	平成 27 年(推計)
第1次産業	就業者数	1,352	1,200	987	789
	構成比	7.7%	6.3%	5.0%	4.0%
第2次産業	就業者数	6,558	7,211	7,461	7,610
	構成比	37.3%	38.1%	38.1%	38.2%
第3次産業	就業者数	9,655	10,536	11,110	11,510
	構成比	54.9%	55.6%	56.8%	57.8%
就業人口		17,593	18,947	19,558	19,909

資料:平成 12 年は国勢調査、それ以外は国勢調査のデータに基づく推計値

第 6 節 土地利用

3 町を合計した新市の面積は 97.96 平方 km となり、合併しても県内では単一町規模の広さにとどまります。面積的な観点からは、広大な地域の隅々まで等しく行政サービスを提供しなければならないという負荷は少なく、新市・コミュニティとしてまとまりやすいという比較的恵まれた条件であると言えます。

新市域の約 36%が田畑等の耕地で占められ、最も高い構成比となる一方で、山林が 1/3 を占めることから、緑豊かな田園都市というのが新市の特徴と言えます。

土地利用の状況

	総面積 (km ²)	耕地面積 (km ²)	宅地面積 (km ²)	山林面積 (km ²)
天王町	41.51	17.10	3.64	7.97
昭和町	40.65	11.20	1.74	20.46
飯田川町	15.80	7.41	1.06	3.78
合計	97.96	35.71	6.44	32.21
構成比(%)	-	36.45	6.57	32.88

資料:平成14年度版秋田県市町村概要(平成12年10月1日現在)

新市は県都秋田市に隣接し、秋田都市圏において居住環境の好適地になっていることから、秋田市とともに秋田都市計画区域に指定され、適正な土地利用が進むように配慮されています。しかし、秋田市と接する新市南部を中心とした人口流入の増加に伴って都市基盤の整備・充実が必要になっているほか、農用地が減少して住宅地等が増加する傾向が見られることから、秩序ある居住環境の整備が急務となっています。そのため、田園都市としての景観や環境の保全に十分配慮しつつ、都市計画区域の見直しを行うことも必要になっていますが、加えて、都市計画区域に限らず田園都市としての環境と人口増への対応を両立するような土地利用計画の見直しの必要性も出てきています。

第7節 道路・交通

(1) 道路の状況

新市の道路網は、国道7・101・285号や秋田自動車道・日本海沿岸東北自動車道等地域の骨格となる幹線道路と、それら幹線道路へ効果的に接続された生活道路等で構成されています。幹線道路は秋田市に向かう南北の道路が中心となっており、これは秋田市への通勤通学等による人の流れやモノの流れに沿ったものと考えられますが、今後は、3町間のスムーズな交流を支援し、行政サービス利用のための各公共施設等へのスムーズなアクセスを保障する安全性と利便性に富み、かつ体系的にネットワーク化された道路網の整備が望まれます。

3町を合計した新市の道路総延長(町道)は約373km、舗装率は84.5%となります。天王町は総延長が長く舗装率が他町に比べて低くなっていますが、改良率は他町に比べて進んでいます。昭和町は都市計画道路の整備が進んでおり道路幅員が広がっています。飯田川町は舗装率が県内トップクラスです。

町道の状況

区分	実延長(m)	面積(m ²)	平均幅員(m)	改良済延長(m)	改良率	舗装済延長(m)	舗装率
天王町	207,194	1,224,779	5.9	182,225	87.9	167,550	80.9
昭和町	106,631	788,642	7.4	82,449	77.3	93,653	87.8
飯田川町	59,158	390,858	6.6	39,305	66.4	54,081	91.4
計	372,983	2,404,279	6.4	303,979	81.5	315,284	84.5

資料:各町建設担当課調べ(平成15年4月1日現在)

(2) 公共交通網の状況

鉄道網としては、JR奥羽本線、JR男鹿線がそれぞれ新市を縦貫しており、多くの住民が通勤や通学等での往復に利用していますが、新市南部の秋田市に近い地域では新駅の設置、駅舎の更新等人口増に伴って発生する諸問題への適切な対応が必要となっています。

また、鉄道網と並行したバス網も整備されており、民間の路線バスとマイタウン・バス(廃止路線代替バス等)が運行されています。バス利用者は減少の傾向にありますが、交通弱者への配慮から今後も現行路線の維持を何らかの形で図っていく取り組みが急務となっています。

第8節 産業

(1) 産業構造の現状

わが国の経済はバブル経済崩壊後から続く景気の低迷から未だ脱していませんが、新市の純生産は平成10年に減少したものの、傾向としては増加しており、平成7年から平成12年にかけての増加率(7.7%)は県全体の増加率(2.6%)を上回り、平成12年には58,772百万円となっています。

新市の産業別の純生産をみると、第1次産業は平成7年から平成12年にかけて31.4%も減少している一方、第2次産業・第3次産業はそれぞれ8.4%・11.3%増加しています。また、新市の純生産の構成比をみると、県全体より第2次産業が高く、第3次産業が低くなっています。

純生産の推移(単位:百万円)

		平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成7年から平成12年の増減率
新市	第1次産業 (構成比)	3,074 5.6%	3,097 5.5%	2,788 4.9%	2,379 4.4%	2,303 4.1%	2,110 3.6%	-31.4%
	第2次産業 (構成比)	21,708 39.8%	23,575 41.7%	22,398 39.3%	20,671 38.0%	21,518 38.0%	23,527 40.0%	8.4%
	第3次産業 (構成比)	29,768 54.6%	29,814 52.8%	31,848 55.8%	31,328 57.6%	32,826 57.9%	33,135 56.4%	11.3%
	合計	54,550	56,486	57,035	54,377	56,647	58,772	7.7%
秋田県	第1次産業 (構成比)	143,307 4.8%	144,765 4.7%	126,899 4.2%	109,645 3.7%	104,789 3.5%	98,887 3.2%	-31.0%
	第2次産業 (構成比)	874,426 29.5%	911,844 29.4%	850,271 27.9%	827,736 27.6%	828,235 27.4%	803,480 26.4%	-8.1%
	第3次産業 (構成比)	1,949,896 65.7%	2,040,385 65.9%	2,065,705 67.9%	2,059,817 68.7%	2,091,015 69.1%	2,141,212 70.4%	9.8%
	合計	2,967,630	3,096,994	3,042,875	2,997,198	3,024,039	3,043,579	2.6%

資料:秋田県の市町村所得(平成12年度)/秋田県より作成

注:金額は平成12年価格

(2) 所得の現状

新市の住民1人あたりの所得は、平成7年度から平成9年度まで増加していましたが、平成10年度に減少し、平成12年度は2,194千円となっており、平成7年度とほぼ同水準になっています。秋田県の県民1人あたりの所得と比べると、平成7年度以降、新市の住民1人あたりの所得は1割程度低く、平成11年度以降は格差が広がっています。

住民1人あたりの所得の推移(単位:千円)

		平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度
新市	実額(千円)	2,179	2,248	2,276	2,168	2,209	2,194
	指数(H7度=100)	100.0	103.2	104.5	99.5	101.4	100.7
秋田県	実額(千円)	2,303	2,472	2,451	2,398	2,423	2,448
	指数(H7度=100)	100.0	107.3	106.4	104.1	105.2	106.3

資料:秋田県の市町村所得(平成12年度)/秋田県より作成

注:金額は平成12年価格

(3) 農林水産業の現状と課題

1) 農業の現状と課題

新市の農業粗生産額・農業就業者数・経営耕地面積・農家数いずれも減少しています。また、経営耕地面積のうち田の構成比は、県全体と比べて高く、稲作への依存が高いことが分かります。

米余りによる生産調整面積は年々増加しており、3町での取り組みにばらつきはあるものの、大豆等の転作作物の導入が進んできています。

農業の活性化を図るため、若年者の担い手の確保や女性や高齢者の農業就業者の育成・支援を図るとともに、生産基盤の整備や優れた農業経営者に農地の利用集積を促進する必要があります。また、新市の農業は米への依存が高いことから、経営基盤の強化を図るため、消費者のニーズを把握して、野菜や果樹、花きなどを組み合わせた複合経営を戦略的に進める必要があります。

農業粗生産額・農業就業者数・経営耕地面積・農家数等の推移

		平成 7 年	平成 12 年	平成 7 年から平成 12 年の増減率
新 市	農業粗生産額(千万円)	560	443	-20.93%
	農業就業者数	1,530	1,245	-18.63%
	経営耕地面積(ha)	3,226	3,125	-3.13%
	田(構成比)	2,994 (92.8%)	2,943 (94.2%)	-1.70%
	畑(構成比)	158 (4.9%)	112 (3.6%)	-29.11%
	樹園地(構成比)	74 (2.3%)	70 (2.2%)	-5.41%
	農家数(戸)	2,067	1,624	-21.43%
	専業(構成比)	190 (9.2%)	176 (10.8%)	-7.37%
	第1種兼業(構成比)	407 (19.7%)	275 (16.9%)	-32.43%
	第2種兼業(構成比)	1,470 (71.1%)	1,173 (72.2%)	-20.20%
	1就業者あたり(千万円)	0.37	0.36	-2.83%
	1haあたり(千万円)	0.17	0.14	-18.37%
	1戸あたり(千万円)	0.27	0.27	0.64%
秋 田 県	農業粗生産額(千万円)	24,688	20,580	-16.64%
	農業就業者数	74,498	60,591	-18.67%
	経営耕地面積(ha)	151,820	148,690	-2.06%
	田(構成比)	134,200 (88.4%)	132,300 (89.0%)	-1.42%
	畑(構成比)	13,500 (8.9%)	12,700 (8.5%)	-5.93%
	樹園地(構成比)	4,120 (2.7%)	3,690 (2.5%)	-10.44%
	農家数(戸)	77,300	70,042	-9.39%
	専業(構成比)	6,096 (7.9%)	7,070 (10.1%)	15.98%
	第1種兼業(構成比)	18,655 (24.1%)	12,033 (17.2%)	-35.50%
	第2種兼業(構成比)	52,549 (68.0%)	50,939 (72.7%)	-3.06%
	1就業者あたり(千万円)	0.33	0.34	2.49%
	1haあたり(千万円)	0.16	0.14	-14.89%
	1戸あたり(千万円)	0.32	0.29	-8.00%

資料：生産農業所得統計、国勢調査、秋田県農林水産統計年報、農業センサスより作成

注：平成 12 年価格に変換して指数を算出。第1種兼業は農業が主、第2種兼業は兼業が主である農家

転作の目標の推移

		平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
新 市	目標面積(ha)	784	784	784	885	923	989
	目標転作率	25.1%	25.1%	25.1%	28.5%	29.8%	32.0%
秋 田 県	目標面積(ha)	38,543	38,543	38,543	42,476	41,282	43,933
	目標転作率	30.1%	30.1%	30.1%	32.9%	32.9%	34.3%

資料：秋田県水田総合利用課調べ

各町の主な転作作物（単位：ha）

	天王町				昭和町				飯田川町			
	生産調整実施面積	主な作物	面積	率(%)	生産調整実施面積	主な作物	面積	率(%)	生産調整実施面積	主な作物	面積	率(%)
10年度	322.3	大豆	269.4	83.6	311.9	特例野菜	122.5	39.4	183.5	地力増進作物(基盤整備)	68.0	37.1
11年度	319.4	大豆	260.7	81.6	311.1	特例野菜	116.0	37.3	171.1	地力増進作物(基盤整備)	77.8	45.5
12年度	322.2	大豆	265.6	82.4	300.7	大豆	60.4	20.1	178.2	地力増進作物(基盤整備)	61.9	34.8
13年度	381.0	大豆	321.4	84.3	337.5	大豆	104.2	30.9	192.7	地力増進作物(基盤整備)	70.4	36.5
14年度	421.4	大豆	354.6	84.2	315.4	大豆	101.7	32.2	203.0	大豆	88.5	43.6

資料：各町産業担当課調べ

2) 林業の現状と課題

新市の林業純生産額の推移をみると、平成9年から平成11年までは増加していたものの、平成12年以降は減少しています。平成13年の新市の林業純生産額は51百万円と平成9年から3割以上減少していますが、県全体と比べると減少幅は小さくなっています。また、新市のおもな特用林産物は、まいたけ・なめこ・その他山菜などであり、平成13年の生産実績は62tと平成9年から2割程度減少していますが、県全体と比べると減少幅は小さくなっています。

森林は木材の供給をはじめ、自然災害の防止や水源のかん養、動植物の多様性、レクリエーション機能など多面的な機能があることから、それぞれの機能を踏まえて、森林資源の適切な維持・管理を推進する必要があります。また、高齢級の樹木については、害虫の被害を受けやすいため、被害の防止に努める必要があります。

林業純生産額の推移

	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年
新市 (指数H9=100)	77百万円 100.0	93百万円 120.4	94百万円 122.1	56百万円 72.7	51百万円 65.8
秋田県 (指数H9=100)	16,105百万円 100.0	17,335百万円 107.6	17,582百万円 109.2	9,238百万円 57.4	8,720百万円 54.1

資料：秋田県林業統計より作成

特用林産物の生産実績の推移

		平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年
新市	第1位	その他山菜	まいたけ	まいたけ	その他山菜	まいたけ
	第2位	まいたけ	なめこ	その他山菜	まいたけ	その他山菜
	第3位	なめこ	その他山菜	なめこ	なめこ	生しいたけ
	生産実績(t)	77	60	59	67	62
	(指数H9=100)	100.0	77.8	77.1	86.9	80.1
秋田県	第1位	たけのこ	たけのこ	たけのこ	たけのこ	たけのこ
	第2位	その他山菜	生しいたけ	生しいたけ	その他山菜	その他山菜
	第3位	生しいたけ	その他山菜	その他山菜	生しいたけ	生しいたけ
	生産実績(t)	12,259	10,329	10,148	9,410	8,226
	(指数H9=100)	100.0	84.3	82.8	76.8	67.1

資料：秋田県林業統計より作成

注：「その他山菜」は、わらび、ぜんまい、ふき、しどけ、みず、あいこ、うど等である

3) 水産業の現状と課題

八郎湖で行われている内水面漁業の状況を見ると、漁獲量は増減を繰り返しており、平成14年度には281,174kgと平成9年度から2割程度増えています。また、魚種別の漁獲量の順位を見ると、ワカサギやシラウオなどが上位にあります。

海面漁業の状況を見ると、漁獲量の増減はあるものの平成8年度以降は平成6年度を上回っていますが、魚価が安定しないため漁獲高は増減を繰り返しながら横ばいで推移しています。また、魚種別の漁獲量を見ると、アジ・アオ類の順位が高くなっています。

今後も、関係機関と連携し、資源管理を行いながら、生産性の高い漁業を進める「つくり育てる漁業」を推進するとともに、魚価の安定と販路の拡大に努める必要があります。

新市の内水面漁獲量の推移

	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
第1位	ワカサギ	ワカサギ	ワカサギ	ワカサギ	ワカサギ	ワカサギ
第2位	ハゼ類	ハゼ類	シラウオ	シラウオ	シラウオ	シラウオ
第3位	シラウオ	シラウオ	ハゼ類	フナ	ハゼ類	ハゼ類
漁獲量(kg)	228,513	270,986	228,153	213,023	253,595	281,174
(指数H9度=100)	100.0	118.6	99.8	93.2	111.0	123.0

資料：八郎湖増殖漁業協同組合資料より作成

新市の海水面漁獲量の推移

	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度
第1位	アジ	アオ類	アジ	アジ	アジ	アオ類	アジ	アジ
第2位	白貝	白貝	メダイ	アオ類	アオ類	アジ	アオ類	アオ類
第3位	アオ類	アジ	白貝	イワシ	石カレイ	イワシ	イワシ	ハギ
漁獲量(t)	450	430	462	565	470	635	478	481
(指数H6度=100)	100.0	95.5	102.6	125.6	104.3	141.0	106.3	106.7
漁獲高(百万円)	268.0	265.8	259.8	265.3	229.1	269.8	215.6	276.9
(指数H6度=100)	100.0	99.2	96.9	99.0	85.5	100.7	80.4	103.3

資料：天王町産業課調べ

注：漁獲高は平成12年価格

(4) 工業の現状と課題

平成8年から平成13年にかけて秋田県・新市ともに事業所数・従業者数・製造品出荷額等は大幅に減少しており、中でも新市の製造品出荷額等は34.7%も減少しています。また、新市では電気・機械産業が盛んであり、1事業所あたりの製造品出荷額等は県全体の水準を上回っており、比較的事業規模の大きい企業が多いことが分かります。

既存工業の振興を図るため、融資制度の活用を進めるほか、市場の動向などマーケティングに関する情報の積極的な提供や研修などにより経営基盤の強化を進めることが必要です。また、新しい事業を開拓するため、事業者間の交流・連携の促進を進めるとともに、秋田市に隣接する立地性と高速交通体系を活かして昭和工業団地等への企業誘致活動を推進する必要があります。

事業所数・従業者数・製造品出荷額等の推移

		平成 8 年	平成 9 年	平成 10 年	平成 11 年	平成 12 年	平成 13 年	平成 8 年から平成 13 年の増減率
新市	事業所数	79	77	74	75	71	62	-21.5%
	従業者数	3,289	3,408	3,077	3,102	2,994	2,730	-17.0%
	製造品出荷額等(万円)	7,002,363	6,993,381	5,743,578	5,664,919	5,600,917	4,571,493	-34.7%
	1事業所あたり(万円)	88,638	90,823	77,616	75,532	78,886	73,734	-16.8%
	1従業者あたり(万円)	2,129	2,052	1,867	1,826	1,871	1,675	-21.3%
秋田県	事業所数	3,547	3,438	3,508	3,303	3,194	2,913	-17.9%
	従業者数	101,781	100,141	97,648	94,827	92,833	83,390	-18.1%
	製造品出荷額等(万円)	160,617,364	167,395,977	157,458,071	158,708,612	170,702,932	149,327,090	-7.0%
	1事業所あたり(万円)	45,283	48,690	44,885	48,050	53,445	51,262	13.2%
	1従業者あたり(万円)	1,578	1,672	1,613	1,674	1,839	1,791	13.5%

資料:工業統計調査より作成

(5) 商業の現状と課題

1) 卸売業

新市の卸売業の推移をみると、年間販売額は平成 6 年から平成 9 年にかけて増加しましたが、その後減少し、平成 11 年には 7,655 (百万円) となっており、平成 6 年とほぼ同水準になっています。また、平成 6 年から平成 11 年にかけて商店数はほぼ横ばいですが、従業者数は 30% 程度増加しており、平成 11 年には 288 人となっています。

また、新市の卸売業 1 商店あたりの年間販売額は県平均の 25% 程度、1 従業者あたりの年間販売額は 40% 程度となっています。

卸売業の商店数・従業者数・年間販売額の推移

		平成 6 年	平成 9 年	平成 11 年	平成 6 年から平成 11 年の増減率
新市	商店数	50	52	51	2.0%
	従業者数	224	294	288	28.6%
	年間販売額(百万円)	7,489	9,591	7,655	2.2%
	1商店あたり(百万円)	150	184	150	0.2%
	1従業者あたり(百万円)	33	33	27	-20.5%
秋田県	商店数	3,375	3,187	3,342	-1.0%
	従業者数	28,985	28,143	29,404	1.4%
	年間販売額(百万円)	2,187,537	2,241,957	2,149,592	-1.7%
	1商店あたり(百万円)	648	703	643	-0.8%
	1従業者あたり(百万円)	75	80	73	-3.1%

資料:商業統計

注:平成 12 年価格に変換して指数を算出

2) 小売業

新市の小売業の推移をみると、年間販売額は平成 6 年から平成 11 年にかけて県全体を上回るペースで増加しており、平成 11 年には 22,683 百万円となっています。また、商店数には増減があるものの、従業者数は平成 6 年から平成 11 年にかけて増加しており、平成 11 年には 1,768 人となっています。

また、新市の小売業1商店あたりの年間販売額は県平均の70%程度、1従業者あたりの年間販売額は75%程度となっています。新市の近くには郊外型の大型店やディスカウントストアなどがあり、新市の小売業は厳しい状況にあります。

今後は大規模商店との差別化を図るため、住民ニーズを捉えたきめ細かいサービスの提供や地場産品・特産品の開拓・販売など、独自の経営戦略の推進を支援する必要があります。また、消費者を引きつけるため、個性的で魅力ある商店街の整備を促進し、商業の集積を図る必要があります。

小売業の商店数・従業者数・年間販売額の推移

		平成6年	平成9年	平成11年	平成6年から平成11年の増減率
新市	商店数	392	373	382	-2.6%
	従業者数	1,405	1,583	1,768	25.8%
	年間販売額(百万円)	18,440	20,121	22,683	23.0%
	1商店あたり(百万円)	47	54	59	26.2%
	1従業者あたり(百万円)	13	13	13	-2.2%
秋田県	商店数	18,484	17,300	17,000	-8.0%
	従業者数	76,820	75,532	79,530	3.5%
	年間販売額(百万円)	1,279,987	1,377,677	1,310,889	2.4%
	1商店あたり(百万円)	69	80	77	11.4%
	1従業者あたり(百万円)	17	18	16	-1.1%

資料:商業統計

注:平成12年価格に変換して指数を算出

(6) 観光業の現状と課題

新市内の主な観光地として、天王町には「天王グリーンランド」「天王温泉くらら」「出戸浜海水浴場」が、昭和町には「ブルームッセあきた」が、飯田川町には「八郎潟ハイツ」がそれぞれあります。新市の平成13年の観光客数は1,363千人で、「天王温泉くらら」や「ブルームッセあきた」の開業、及び「天王グリーンランド」や「ブルームッセあきた」の「道の駅」への登録により平成7年から4倍程度に増加しており、県全体の増加のペースを大幅に上回っています。

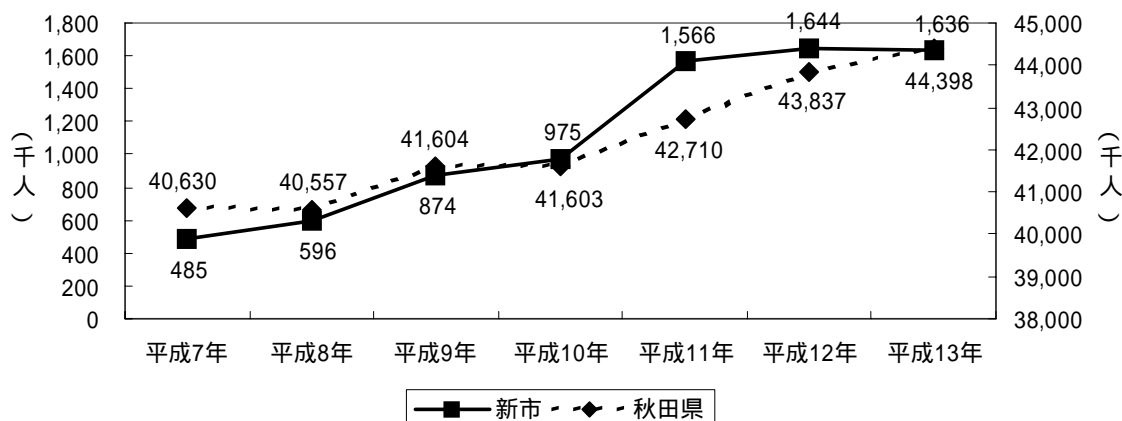
裾野が広く、波及効果の大きい観光産業をさらに育成・発展させるため、新市固有の自然環境や文化・歴史的資源の見直しによる地場産品・特産品や観光スポットの発掘など、観光資源の整備を進めるとともに、観光客が滞在できるよう、滞在型観光施設の整備を進める必要があります。

新市の主な観光地への観光客(単位:千人)

		平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年
天王町	天王グリーンランド	180	208	210	248	545	641	657
	天王温泉くらら				109	357	338	313
	出戸浜海水浴場	150	180	160	120	175	175	150
昭和町	ブルームッセあきた			332	358	322	343	352
飯田川町	八郎潟ハイツ(宿泊)	15	16	19	13	14	14	14
	八郎潟ハイツ(日帰り)	72	75	45	52	50	53	48

資料:秋田県観光統計

観光客数の推移



資料:秋田県観光統計

第9節 生活圏

(1) 通勤・通学

新市内での通勤・通学の状況を見ると、平成7年から平成12年にかけて通勤者・通学者はともに減少し、平成12年には地元通勤率は49.9%・地元通学率は20.7%となっており、新市外へ通勤・通学する人々は増えていることが分かります。

新市外との通勤・通学の状況を見ると、平成12年には通勤者・通学者あわせて6,289人が新市外へ流出しており、平成7年から新市外への通学者の流出者は若干減少しているものの、通勤者の流出者は増加しているため、400人程度増加しています。このため、流入者と流出者の差を人口に加えた昼間人口の人口に対する割合(昼間人口比)は、平成7年から若干低下して平成12年には0.82となっています。

また、通勤・通学者の流出者の90%程度が秋田市であり、最も多く、平成12年には5,802人が流出しており、平成7年から250人程度増加しています。これは、新市が秋田市のベッドタウン化として進んでいることの表れでもあります。

新市内での通勤・通学状況

	平成7年	平成12年
地元通勤者数	8,984	8,773
地元通勤率	52.3%	49.9%
地元通学者数	537	392
地元通学率	24.7%	20.7%

資料:国勢調査

注:地元通勤率は常在地就業者に対する割合、また地元通学率は常在地通学者(15歳以上)に対する割合

新市外との通勤・通学状況

出発元		通勤・通学先		秋田市		その他		総数	
		流入	流出	平成7年	平成12年	平成7年	平成12年	平成7年	平成12年
新市	流入	通勤者数		1,527	1,591	1,854	1,963	3,381	3,554
		通学者数		317	285	240	195	557	480
	流出	通勤者数		6,066	6,433	2,126	2,387	8,192	8,820
		通学者数		1,328	1,245	313	258	1,641	1,503
	流入 - 流出		-5,550	-5,802	-345	-487	-5,895	-6,289	

資料: 国勢調査

新市の昼間人口の推移

	平成7年	平成12年
流入 - 流出	-5,895	-6,289
昼間人口	28,765	29,422
昼間人口比率	0.83	0.82

資料: 国勢調査

(2) 商圈

1) 最寄品

最寄品の買い物先をみると、平成13年には天王町・昭和町では新市内での購買率はそれぞれ40.1%・38.4%と高くなっており、飯田川町では21.7%と比較的低くなっています。

自町以外での主な購入先をみると、いずれも秋田市が1位となっていますが、その割合は低くなっています。

最寄品の買い物先

			平成7年	平成10年	平成13年	
天王町	新市内購買率		36.2%	38.3%	40.1%	
	自町以外での 主な購入先	1位	市町村名 割合	秋田市 38.3%	秋田市 35.9%	秋田市 28.9%
		2位	市町村名 割合	男鹿市 22.5%	男鹿市 23.1%	男鹿市 26.5%
		3位	市町村名 割合	- -	- -	- -
昭和町	新市内購買率		51.4%	45.5%	38.4%	
	自町以外での 主な購入先	1位	市町村名 割合	秋田市 40.1%	秋田市 42.9%	秋田市 29.1%
		2位	市町村名 割合	男鹿市 5.8%	男鹿市 8.3%	井川町 26.3%
		3位	市町村名 割合	天王町 1.6%	天王町 3.7%	天王町 8.4%
飯田川町	新市内購買率		52.3%	39.3%	21.7%	
	自町以外での 主な購入先	1位	市町村名 割合	秋田市 33.9%	秋田市 38.6%	秋田市 23.5%
		2位	市町村名 割合	昭和町 33.8%	昭和町 28.4%	昭和町 16.4%
		3位	市町村名 割合	五城目町 3.7%	男鹿市 6.6%	五城目町 2.6%

資料: 秋田県の消費購買動向

注: 「最寄品」とは食料品や雑貨品のように、家庭で日常的に消費する商品のこと。

2) 買い回り品

買い回り品の買い物先をみると、平成13年には天王町・昭和町・飯田川町の秋田市の購買率はそれぞれ59.9%・63.5%・54.0%となっており、最も高くなっています。最寄品の買い物先と比べて、新市

内購買率は低くなっています。

新市内の割合は低くなっており、買い回り品の買い物客は新市外へ流出していることが分かります。

買い回り品の買い物先

				平成 7 年	平成 10 年	平成 13 年
天 王 町	新市内購買率			12.3%	13.1%	11.6%
	自町以外での 主な購入先	1 位	市町村名 割合	秋田市 61.7%	秋田市 62.8%	秋田市 59.9%
		2 位	市町村名 割合	男鹿市 22.3%	男鹿市 20.6%	男鹿市 23.3%
		3 位	市町村名 割合	- -	- -	- -
昭 和 町	新市内購買率			27.2%	20.2%	17.7%
	自町以外での 主な購入先	1 位	市町村名 割合	秋田市 64.1%	秋田市 69.8%	秋田市 63.5%
		2 位	市町村名 割合	男鹿市 5.1%	男鹿市 6.1%	井川町 10.4%
		3 位	市町村名 割合	天王町 1.7%	天王町 2.0%	天王町 3.2%
飯田川町	新市内購買率			19.2%	15.4%	9.2%
	自町以外での 主な購入先	1 位	市町村名 割合	秋田市 66.8%	秋田市 66.4%	秋田市 54.0%
		2 位	市町村名 割合	昭和町 12.5%	昭和町 9.8%	昭和町 5.3%
		3 位	市町村名 割合	八郎潟町 3.9%	八郎潟町 5.9%	八郎潟町 4.0%

資料：秋田県の消費購買動向 注：「買い回り品」とは、消費者が品質や価格を見回って購入する商品のこと。

(3) 医療圏

新市の医療施設の整備状況をみると、平成 14 年には 2 病院・22 診療所があり、平成 7 年から病院数は同じですが、診療所は増減しながらも増えています。また、平成 7 年から平成 13 年まで病院と診療所の病床数は同じでしたが、平成 14 年には診療所の病床数が減少したため、病院と診療所をあわせた既存病床数は 458 床と 6 床減っています。

また、新市は 2 次医療圏である秋田周辺圏域（2 市・9 町・1 村）に属しているため、大規模病院も多数あり、医療環境においては比較的恵まれている地域にあります。

医療施設の整備状況

			H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14
新市	医療施設数	病院	2	2	2	2	2	2	2	2
		診療所	18	20	20	16	16	16	16	22
	病床数	病院	420	420	420	420	420	420	420	420
		診療所	44	44	44	44	44	44	44	38
	既存病床数		464	464	464	464	464	464	464	458
人口十万対病床数		1,339					1,299			
秋田 周辺	医療施設数	病院	31	31	31	31	30	30	30	30
		診療所	469	479	492	481	486	497	492	501
	病床数	病院	6,793	6,751	6,733	6,733	6,772	6,751	6,746	6,746
		診療所	1,000	983	951	921	891	861	839	546
	既存病床数		7,793	7,734	7,684	7,654	7,663	7,612	7,585	7,292
人口十万対病床数		1,780					1,739			

資料：平成 7 年から平成 9 年は秋田県衛生統計年鑑、平成 10 年から平成 14 年は秋田県市町村要覧
注：2 次医療圏とは特殊な医療を除く入院医療を主体とした一般の医療需要に対応する区域のこと。

第10節 公共施設

3町それぞれで住民サービスの向上に資する各種の基本的な施設はほぼ整備されており、公民館や集会施設の数は非常に充実しています。また、消防や環境の分野においては近隣の自治体と共同で広域対応する仕組みも整っています。

住民ニーズの高度化や多様化、新市を取り巻く環境変化に対応した、新たなサービスの提供に伴って必要となる施設の整備も検討する必要があります。

合併後はこれらの施設のうち、特に数多く重複している施設については、施設の老朽度や稼働率等を精査した上で統廃合を進めるほか、他用途への転用を積極的に進めることにより、新設に比べて少ない費用で施設の充実を図ることも考えていく必要があります。また、広域行政の枠組みが異なる事務もあることから、その扱いについても検討が必要となります。

公共施設の状況

(平成15年3月31日現在)

		合計	天王町	昭和町	飯田川町	備考
消防・防災	消防分署	3	2	1		天王は男鹿地区消防一部事務組合 2町は湖東地区行政一部事務組合
	消防分団	29	12	12	5	
	防災行政無線施設		有		有	飯田川は有線放送
	防災センター	1	1			
環 境	衛生センター	1		1		3町で湖南地区衛生処理組合
	不燃物処理施設	1		1		
	一般廃棄物最終処分場	1		1		
	斎場	1			1	昭和・飯田川は湖東地区行政一部事務組合
	墓地公園	5	2	3		
	し尿処理場	2		1	1	天王は男鹿地区衛生処理一部事務組合
	浄水場	7	6	1		
	上水道(普及率)	81.8%	72.7%	96.1%	98.8%	
	下水道等(普及率)	74.4%	70.9%	71.6%	95.1%	
保健医療	保健センター	2	1		1	
	病院	2	1	1		民間施設
	医院	23	8	12	3	民間施設
社会福祉	特別養護老人ホーム	3	1	1	1	
	老人保健施設	2	1	1		
	在宅介護支援センター	4	2	1	1	
	訪問看護ステーション	3	1	2		
	デイサービスセンター	3	1	1	1	
	福祉センター	2	1		1	
	老人憩いの家	18	16	1	1	
	その他集会施設等	13	5	7	1	

			合計	天王町	昭和町	飯田川町	備考	
社会福祉	公営住宅	住宅数	413	233	141	39		
		世帯数比率	3.4%	3.0%	5.2%	2.4%		
	勤労青少年ホーム		2	1		1		
	保育所 (公立)	施設数	7.6	4	3	0.6	飯田川は幼保一体のため按分	
		充足率	88.5%	102.8%	119.0%	39.7%		
児童館・地区児童館		33	13	14	6			
学校教育	幼稚園	施設数	公立	2.4	2		0.4	飯田川は幼保一体のため按分
			公立以外	2	2			
		充足率	90.0%	120.2%		77.5%		
	小学校		7	4	2	1		
	中学校		3	2	0.6	0.4	昭和・飯田川は中学校組合のため按分	
社会教育	公民館・分館		47	10	27	10		
	図書館(室)		1(2)	1	(1)	(1)		
	博物館・美術館・資料館		2(1)	(1)	2		天王は民間施設	
スポーツ レクリエー ション	野球場		5	3	1	1		
	多目的運動広場		3	2	1			
	グラウンドゴルフ場		2(1)	1	1	(1)	飯田川は建設中	
	屋内ゲートボール場		2	1		1		
	体育館		9	5	3	1		
	武道館		4	2	1	1		
	プール		2	1		1		
	陸上競技場		1		1			
	テニスコート		4	3	1			
	公園・広場		92	38	25	29		
その他	艇庫		1	1				
	有線放送電話					有		

資料：各町担当課調べ

第11節 行政組織

(1) 行政組織

3町の行政組織はほぼ似通っており、助役の下に課・係(担当)で構成されていますが、昭和町では収入役が設置されておらず、飯田川町では助役は制度として設置されているものの空席となっています。また、3町とも各課・係(担当)における人数はかなり少なく、複数の係(担当)を兼務している職員が少なくありません。

合併による職員の適正配置により、兼務の解消とそれぞれにおけるきめ細かい対応が期待されます。

(2) 職員数

3町の職員数は、普通会計職員が300名、公営事業会計関係職員が34名の計334名（平成15年4月1日現在）となっています。3町ともに行財政の効率化を重要課題とし、行政改革大綱や定員適正化計画を作成し職員定数の適正化等を推進した結果、職員定数よりも3町合計で40名も少ない職員数で業務を遂行しております。

今後は、退職者数と採用数を適正に管理することで、年齢のバランスを良くすると同時に、職員の総数を減らしていくことが必要となっています。

職員数の状況

区分 町名	職員数					人口千人あたり職員数
	普通会計職員	公営事業会計 関係職員	合計	職員定数	定数に対する 減員数	
天王町	151	14	165	180	15	7.3
昭和町	84	14	98	117	19	11.2
飯田川町	65	6	71	77	6	14.1
計	300	34	334	374	40	9.2

資料：平成15年地方公務員給与実態調査（平成15年4月1日現在）

(3) 専門職の配置状況

職員数は人口の大小に比例することから、人口の少ない自治体は職員数が少ないため一般行政職を配置することに精一杯で、専門職を配置する余裕はあまりないのが一般的です。

3町においても職員数として比較的多い天王町は一般行政職以外の職種での職員を少なからず抱えることができていますが、職員数の少ない飯田川町ではそのような余裕はあまりない状況です。

合併によって職員数に余裕が生じることから、専門分野に精通した職員を必要数配置し、行政サービスの質的向上を図っていくことが求められます。

職員の配置状況

区分 町名	職員定数	職員数	職員数					
			一般行政職	技能労務職	企業職	教育職	その他	うち税務職
天王町	180	165	84	20	5	10	46	11
昭和町	117	98	59	10	4	1	24	7
飯田川町	77	71	47	2	0	1	21	5
計	374	334	190	32	9	12	91	23

資料：平成15年地方公務員給与実態調査（平成15年4月1日現在）

第12節 行政サービス

3町ともに他自治体と同様の主要な行政サービスは提供されていますが、現在、主な税金や窓口サービスを含み各種料金を比較すると次表のようになりました。

合併する場合、特殊な事情がない限りは3町で異なる税金や料金を最終的には一本化していくこととなります。

今後の協議・検討の過程で一本化の方向性が定まっていくこととなりますが、負担と給付のバランスを維持し行政格差を生じないようにすることを基本方針とし、その中で可能な限り住民負担の軽減を図っていく方向で一本化を進めていくことが求められます。

窓口サービスの料金(平成15年4月1日現在)

		天王町	昭和町	飯田川町
各種証明手数料		150円	200円	
住民票	全員	200円	300円	
	一部			
年金証明		150円	200円	
記載事項証明				
閲覧				
外国人登録原票記載事項証明書				
印鑑証明				
印鑑登録手数料				
住民基本台帳カード		500円 (H15.8.25～)		
戸籍(謄本・抄本)		450円		
除籍(謄本・抄本)		750円		
原戸籍(謄本・抄本)				
附票	150円	全部300円・個人200円		200円
身分証明書	350円	200円		
受理証明書		普通紙350円・上質紙1400円		
届出に基づく証明		350円		

税金・料金等(平成15年4月1日現在)

		天王町	昭和町	飯田川町	
国民健康保険税 一人あたり調定額 (一世帯あたり)	国民健康保険税	77,394 (157,542)	58,137 (124,050)	64,165 (127,400)	
	介護納付金(2号)	14,513 (20,208)	12,096 (16,660)	12,498 (16,337)	
介護保険料(1号)	基準額(月額)	4,300	4,420	3,996	
認可保育所 保育料 3歳以上児	所得税額年間5万円の場合	20,300	27,000	25,000	
	所得税額年間10万円の場合	30,100	28,500	30,000	
	最高額(3歳未満児含)	49,000	40,000	50,000	
上水道等 (口径13mm/1ヵ月の 使用量が20m ³)	上水道	4,080	3,129	3,129 (井川分3,460)	
	簡易水道(一向地区)	2,290			
下水道等 (1ヵ月の使用量が 20m ³)	公共下水道	2,830	2,940	2,362	
	特定環境保全公共下水道	2,830	2,940		
	農業集落排水施設	1,400 + 350円/人	1,995	2,362	
可燃ごみの1週間あたり収集回数		2			
可燃ごみ袋	有料化の有無		有		
	大1枚の料金		33		
し尿180ℓ収集運搬手数料		980	1,830	1,130	

資料:各町担当課調べ(国民健康保険税については、平成15年7月1日現在)

第13節 広域行政

住民ニーズの多様化・高度化に対応した、質の高い行政サービスを提供していくことは行政機関の使命ですが、3町の行財政の規模から見て、全ての業務を単独で処理していくことは困難なことから、低コストで質の高いサービスを提供する手段として複数の自治体による広域での共同事務処理が大きな役割を果たしてきました。

3町共同で行われている事務はごみ処理のみですが、3町以外の他の自治体と共同で処理している事務として消防・救急、し尿処理、斎場、共有財産管理があります。地域的な結びつきから、天王町は男鹿市と、昭和町・飯田川町は八郎潟町・井川町と共同処理を行う傾向が強く見られます。

合併後は同一の事務で異なる事務組合に参加している状況となってしまうことから、広域行政の枠組みについても整理・検討が必要となっています。但し、その場合は単独処理へと移行するのではなく、コスト軽減の効果が大きい広域共同処理をさらに推進する方向で検討する必要もあります。

広域行政の状況

	天王町	昭和町	飯田川町
消防・救急	男鹿地区消防一部事務組合 (男鹿市・若美町・大潟村)	湖東地区行政一部事務組合 (八郎潟町・井川町)	
ごみ処理	湖南地区衛生処理組合		
し尿処理	男鹿地区衛生処理一部事務組合 (男鹿市・若美町)	単独	単独
斎場	-	湖東地区行政一部事務組合 (八郎潟町・井川町)	
中学校	単独	昭和町飯田川町羽城中学校組合	
共有財産管理 (山林・原野)	-	-	井川町飯田川町共有財産管理組合 (井川町)

第14節 財政

3町について各種の財政指標を整理したところ次表のようになりました。各町ばらつきはあるもののほとんどの指標において危険度の目安となる値を超えているという、非常に厳しい状況にあり、財政基盤の強化・財政の健全化に向けた抜本的な取り組みが急務となっています。

各種財政指標の状況(単位:百万円)

区分 町名	標準財政規模	経常収支比率	財政力指数	積立金 現在高	うち財調・ 減債基金	公債費 比率	含 債負担	起債制 限比率	地方債 現在高 倍率	地方債等現在高		
										普通会計	特別会計・ 債務負担	計
天王町	4,288	89.6	0.347	1,250	686	12.7	13.8	9.2	1.18	5,056	10,008	15,064
昭和町	2,394	90.8	0.273	201	148	16.7	20.7	14.2	2.12	5,067	5,959	11,026
飯田川町	1,442	91.4	0.272	450	150	16.0	21.2	8.7	2.00	2,888	2,380	5,268
計	8,124			1,901	984					13,011	18,347	31,358

資料:平成14年度地方財政状況調査(平成14年度決算額)

歳入歳出の推移(単位:百万円)

		天王町			昭和町			飯田川町		
		H12	H13	H14	H12	H13	H14	H12	H13	H14
歳入	地方税	1,429	1,420	1,404	633	620	615	407	386	380
	地方交付税	2,906	2,753	2,653	1,905	1,832	1,741	1,207	1,151	1,077
	地方債	260	376	425	316	366	366	558	149	142
	その他	1,944	2,078	1,718	762	919	917	811	694	603
	計	6,539	6,627	6,200	3,616	3,737	3,639	2,983	2,380	2,202
歳出	人件費	1,352	1,352	1,331	808	782	735	543	574	563
	公債費	715	847	670	566	681	558	294	286	294
	普通建設事業費	883	753	497	487	544	430	896	307	180
	その他	3,368	3,476	3,512	1,659	1,699	1,854	1,148	1,108	1,102
	計	6,318	6,428	6,010	3,520	3,706	3,577	2,881	2,275	2,139

資料:地方財政状況調査

各種財政指標の推移

	天王町			昭和町			飯田川町		
	H12	H13	H14	H12	H13	H14	H12	H13	H14
経常収支比率	85.5	88.2	89.6	88.4	91.9	90.8	83.6	88.1	91.4
財政力指数	0.346	0.345	0.347	0.270	0.270	0.273	0.277	0.281	0.272
公債費比率	12.9	12.8	12.7	17.0	18.4	16.7	13.7	14.8	16.0
起債制限比率	9.2	9.8	9.2	14.4	14.7	14.2	9.2	8.3	8.7
地方債現在高倍率	1.21	1.16	1.18	2.04	2.01	2.12	1.86	1.89	2.00

資料:平成14年度版秋田県市町村要覧、H14は平成14年度地方財政状況調査

各指標の説明

経常収支比率	<p>「経常一般財源総額」に対する「経常経費充当の一般財源の額」の割合(%)で、財政構造の弾力性を測定する指標として使用される。</p> <p>人件費、物件費、維持修繕費、扶助費、補助費等及び公債費などのうち臨時的なものを除いた経常的経費に地方税、地方交付税、地方譲与税を中心とする経常一般財源がどの程度充当されたかをみる指標で、この比率が低いほど普通建設事業等の臨時的経費に充当できる一般財源に余裕があり、財政構造に弾力性があることとなる。</p> <p>町村は70%程度が妥当、75%を超えると弾力性を失いつつあると考えられ注意を要する。</p>
財政力指数	<p>「基準財政収入額」を「基準財政需要額」で除した値の3ヶ年の平均で、当該団体の財政力を示す指標として使用される。</p> <p>指数は「1」に近くあるいは「1」を超えるほど財源に余裕があるものとされている。</p>
公債費比率	<p>「標準財政規模」から「基準財政需要額」に算入された災害復旧事業債償還費等を差し引いた額に対する「元利償還金のうち特定の繰上償還金を除いた一般財源等」から「基準財政需要額」に算入された災害復旧事業債償還費等を差し引いた額の割合で、公債費の増加が将来の住民の負担を強いることとなり、かつ、財政構造の弾力性を圧迫することとなることにかんがみ、経常一般財源総額に占める公債費の一般財源所要額の比率をみようとするものである。</p> <p>この比率が高いほど財政の硬直化が進んでおり、財政の健全性をおびやかしていることになり、この比率が10%を超えないことが望ましいとされている。</p>
起債制限比率	<p>「標準財政規模」から「基準財政需要額」に算入された災害復旧事業債償還費等及び事業費補正公債費を差し引いた額に対する「元利償還金のうち特定の繰上償還金を除いた一般財源等」から「基準財政需要額」に算入された災害復旧事業債償還費等及び事業費補正公債費を差し引いた額の割合の3ヶ年の平均で、財政運営の健全性を確保するために地方債の発行を制限するための指標である。(起債許可制限比率と同じ。)</p> <p>(1)この比率が20%以上30%未満の団体 一般単独事業及び厚生福祉施設整備事業に係る地方債が許可されない。</p> <p>(2)この比率が30%以上の団体 一般事業債(一般公共事業のうち災害関連事業を除いた事業、公営住宅建設事業、義務教育施設整備事業、厚生福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般単独事業、新産業都市等建設事業、公共用地先行取得等事業及び公営企業債のうち普通会計に属する出資金に係る地方債)が許可されない。</p>
地方債現在高倍率	<p>「標準財政規模」に対する地方債現在高の割合で、今後償還すべき地方債の現在高が「標準財政規模」に対しどの程度になっているかをみるものであり、当該団体の将来の公債費負担あるいは地方債発行可能額を把握する際の指標として使用される。</p>

第 15 節 発展方向

(1) 国の施策動向

新市は、県都秋田市に隣接し都市化が進む一方で、広大な田園風景が広がる農業が主要産業である地域です。このような新市の特徴・条件を踏まえ、地域の発展に向けて取り組んでいく必要がありますが、国の施策等では新市のような特徴・条件のある地域におけるまちづくりの方向性として、以下のように位置づけています。

1) 第 5 次全国総合開発計画

平成 10 年（1998 年）3 月に国は、経済的豊かさとともに精神的豊かさを重視し、多軸型の国土構造への転換をめざし、目標年度を平成 22 年から平成 27 年（2010 年から 2015 年）とする第 5 次総合開発計画「21 世紀の国土のグランドデザイン - 地域の自立の促進と美しい国土の創造 - 」を策定しました。

新市が属する東北地域は、豊かな自然環境・歴史を背景にして、特色ある文化や生活、産業、技術を有しており、高速交通基盤を活用し、食料や木材、エネルギーを供給する地域として位置づけられています。今後は、中小都市や過疎化・高齢化が懸念される地域でも豊かさゆとりを実感できる地域を実現するため、豊かな自然環境を保全しつつ、域内・域外との交流・連携を進めることが求められています。

2) 第 5 次東北開発促進計画

平成 11 年（1999 年）3 月に国土交通省は、人々が自然と共存しながら、ゆとりある生活をおくることができる東北をめざし、目標年度を平成 22 年から平成 27 年（2010 年から 2015 年）とする第 5 次東北開発促進計画「21 世紀を先導する自然共存型社会をめざして」を策定しました。

豊かな自然環境を保全しつつ、都市サービスを楽しむ生活環境の整備と活力ある産業の振興を図るとともに、域内・域外に加えて国外とも交流・連携を進めるため、交通・情報基盤の整備が求められています。

3) 行政改革大綱

平成 12 年（2000 年）12 月に国は、国・地方公共団体における行政の組織・制度のあり方や、行政と国民との関係等を見直し、新たな行政システムを構築するため、目標年度を平成 17 年（2005 年）とする行政改革大綱を策定しました。

地方分権の推進についても述べられており、市町村合併後の自治体数を 1,000 にするという目標に基づき、市町村合併を強力に推進するため、財政支援や合併支援体制の整備等行財政措置の充実がうたわれています。

4) 市町村の合併の特例に関する法律（合併特例法）

昭和 40 年（1965 年）に国は、地方分権の推進の一環として、市町村行政の広域化の要請に対処し、自主的な市町村の合併を推進し、あわせて合併市町村の建設に資することを目的に、「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（地方分権一括法）」における市町村の合併の特例に関する法律（合併特例法）」を制定しました。この法律は地方分権及び市町村合併を継続的に推進するために制定以降数度の期間延長を続けており、現在は平成 17 年（2005 年）3 月 31 日までの時限法となっています。

平成 11 年（1999 年）には市町村合併を更に進めるために、特例法にさまざまな支援・促進策を盛り込む改正が行われ、合併特例債の創設をはじめとする多くの特例や措置が用意されています。

5) 関連分野における施策の方向性

まちづくりの各分野において、数多くの指針・審議会答申等で国の施策の方向性が示されていますが、これらのうち、新市の特徴である農業地域に関連する国の施策・方向性等には次のようなものがあります。

食料・農業・農村白書（平成 13 年度）

平成 13 年度の食料・農業・農村白書では、都市圏では都市化が進む一方、農村では過疎化・高齢化が急速に進行し、農村からの活力が失われており、また農村の魅力となる伝統芸能や棚田など地域資源は数多く存在しますが、住民が主体となった取り組みは不十分であると述べられています。

農村の豊かな自然にあこがれる都市住民も多いことから、自然環境との調和を図りながら、地域資源を活かし、グリーンツーリズムなどを通じて都市住民との共生・対流を進め、都市と農村がお互いの魅力を楽しみあえる関係を構築することが求められています。

「食」と「農」の再生プラン

平成 14 年 4 月に農林水産省は、BSE（狂牛病）問題や虚偽表示問題などにより低下した「食」と「農」に対する国民の信頼を回復するため、食の安全性と安心を確保する食農一貫の改革プランを策定しました。

食の安全と安心の確保を実現するため、農業の構造改革を加速するとともに、都市と農山漁村の共生・交流を促進する施策を示しています。農村の美しい景観や自然の保全を図りながら、農業の担い手の活性化をめざしています。

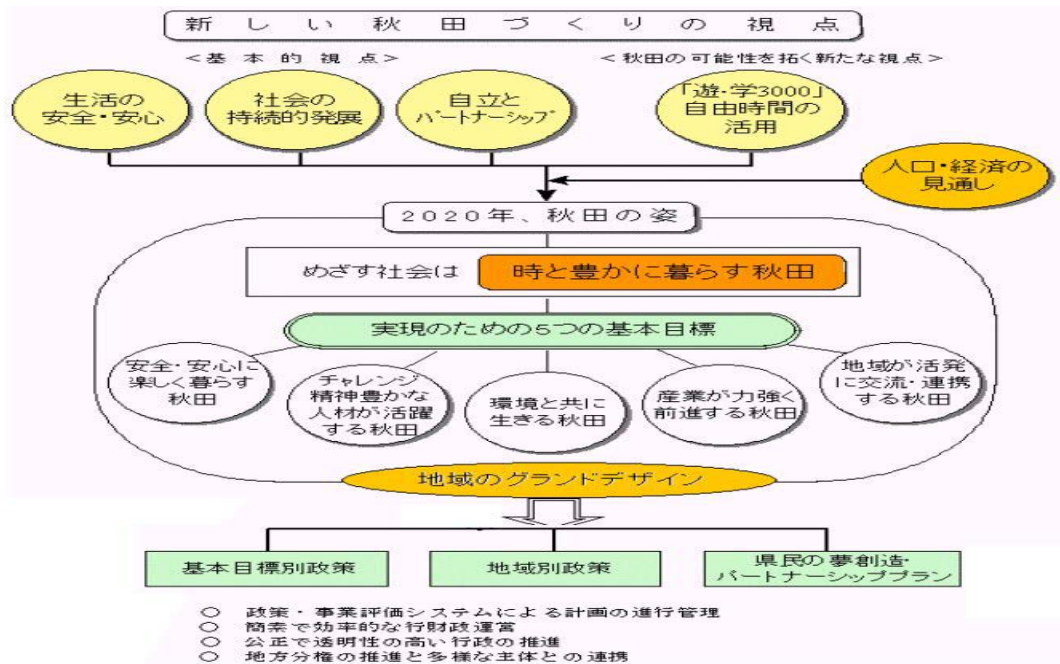
(2) 県の施策動向

1) あきた 21 総合計画

秋田県は、時代の変化に速やかに対応しながら、秋田の発展可能性を切り拓くため、新世紀の県政運営の指針となる「あきた 21 総合計画」を平成 12 年（2000 年）3 月に策定しました。この計画は 2020 年の将来像を「時と豊かに暮らす秋田」としてその実現のための 5 つの基本目標を定め、2000～2010 年度までの 11 年間の取り組みを基本構想に、2000～2002 年度までの 3 年間での具体的な事業展開を前期実施計画に整理しており、現在は第 1 期実施計画を終え、2003～2005 年度までを期間とする第 2 期実施計画を平成 15 年（2003 年）3 月に策定し、取り組んでいます。

この計画では人に視点を当てた秋田づくりをめざしています。新しい秋田づくりの視点として“生活の安全・安心”等の基本的な 3 つの視点に加え、秋田の可能性を拓く新たな視点“『遊・学 3000』自由

時間の活用”を設定し、「遊・学」に時間を積極的に活用することを通じて安全・安心の充実、経済の活性化を図っていくことをめざしているほか、自立とパートナーシップを強調し、県民一人一人が主体的に行動することによる地域づくりをめざしています。



2) 秋田周辺地域の主要施策

「あきた 21 総合計画」の政策の方向の一つに、2010 年までの地域づくりの基本方向及びそれを実現する主要施策を整理した地域別政策があります。

3 町の属する秋田周辺地域は、「環日本海交流のゲートウェイ機能を有する広域県都圏の形成」を地域の将来像として、4 つの基本方向に従い、29 の主要施策が予定されています。

地域づくりの基本方向	主要施策
環日本海交流拠点の形成	<ul style="list-style-type: none"> ● 物流拠点としての秋田港の整備 ● 船川港の物流機能の強化 ● 秋田空港の機能の充実 ● 日本海沿岸東北自動車道の整備促進 ● フェリーの利便性の向上 ● 秋田新幹線の高速化の推進
産学官連携による新産業の育成と産業競争力の強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 高等教育機関や試験研究機関の集積を生かした産学官連携の推進 ● 産学官連携を活用した産業集積の拡大
都市近郊の特性を生かした観光産業や農林水産業の振興	<ul style="list-style-type: none"> ● 男鹿地域の観光振興 ● 都市観光の充実 ● 北東北三県の連携による広域観光の推進 ● 新たなアグリビジネスの展開など都市と農村の交流拡大 ● 地域特性を生かした多品目周年農業の確立 ● 地域特性を生かした大規模水田農業の確立 ● 新世紀を担う多様な担い手の確保・育成 ● 大型原木市場を活用した需要者ニーズに応える原木供給体制の整備 ● 消費者ニーズに対応した水産物流通体制の強化 ● つくり育てる漁業の推進
魅力ある都市空間と環境にやさしい地域社会の構築	<ul style="list-style-type: none"> ● 高速道路IC、空港、港湾など拠点交通施設へのアクセス等交通ネットワークの整備 ● まちづくりと一体となった秋田市中心市街地の再構築 ● 秋田中央道路をはじめとする都市交通網の整備 ● ダイオキシン類発生量の大幅削減のためのごみ処理の広域化の促進 ● 八郎湖の水質保全対策の推進 ● 潤いある親水空間づくりに配慮した河川の整備

(3) 各町の総合発展計画における発展方向

1) 総合発展計画

各町でまちづくりのベースとなる総合発展計画が同時期（平成 13 年 3 月）に策定されていますが、各計画における各町の発展方向としては次のように設定されています。良好な環境を活かした田園都市として、豊かで安全・安心のまちとなることをめざしている点は 3 町で共通しています。

天王町	計 画 名	「21 天王町総合発展計画」(平成 13 年 3 月)		
	基本理念	「町民総参画のまちづくり」		
	将 来 像	「緑あふれる田園都市のまち」		
	基本目標	安全安心快適な生活環境のまちづくり	*生活基盤の整備 *交通体系の整備	*町民生活の安全確保
		ともに支えともに生きる福祉のまちづくり	*社会福祉の充実 *保健衛生の充実	*社会保障の充実
		創意工夫で活力ある産業のまちづくり	*農業の振興 *森林の保全 *水産業の振興	*商工業の振興 *観光の振興
		豊かな人間性を育む教育と文化のまちづくり	*学校教育の振興 *青少年の健全育成 *社会教育の推進	*社会体育の振興 *地域文化の育成 *国際交流の推進
将来人口	平成 22 年 24,500 人			
目標年次	基本構想 = 平成 22 年度、基本計画 = 平成 17 年度			
昭和町	計 画 名	「第四次昭和町総合発展計画」(平成 13 年 3 月)		
	将 来 像	「豊かでうるわしい文化的な田園都市」		
	基本目標	安全で快適なまちづくり	*快適な生活を支える環境づくり *地域と生活に密着した交通基盤の整備 *だれもが安全に暮らせる地域づくり *ゆとりある居住空間の創造	
		安心で楽しく暮らせるまちづくり	*子どもと楽しく暮らせる環境づくり *安心して年を重ねられる生涯健康社会の実現 *高齢者や障害者がいきいきと暮らせる社会づくり *すべての人にやさしい環境づくり	
		力強い産業が生きるまちづくり	*地域の特性を活かした自立する農林水産業の振興 *創造的で意欲的な企業活動の推進 *地域資源の提供による観光産業の振興 *魅力ある就業・所得機会の創出	
		心豊かに生涯学べるまちづくり	*豊かな人間性や創造性を育む教育の推進 *ゆとりある心豊かなライフスタイルの創造 *健康で活力ある人生の創造を目指す社会教育 *うるおいと創造性を育む文化活動 *地域と暮らしを支える人づくり	
		環境を守り育てるまちづくり	*町民総参加による環境の保全 *豊かな自然と人との共生 *環境への負担の少ない循環型社会の構築	
連携と交流によるまちづくり		*暮らしと産業を豊かにする情報化社会の構築 *新しい文化や価値を創造する広域交流の展開 *参加と協働による地域社会づくり		
将来人口	平成 37 年 9,400 人(減少抑制型)			
目標年次	基本構想 = 平成 32 年度、基本計画 = 平成 22 年度			
飯田川町	計 画 名	「飯田川町第四次総合振興基本構想」(平成 13 年 3 月)		
	基本理念	「豊かな 21 楽しいまちづくり」 健康で、明るい町をつくりましょう。 教育を大切に、文化の町をつくりましょう。 環境をととのえ、住みよい町をつくりましょう。 互いに助け合い、しあわせな町をつくりましょう。 仕事にはげみ、豊かな町をつくりましょう。		
	将 来 像	将来人口、労働人口・就業人口、主要農業生産物生産指標、行政水準指標を設定		
基本方針	安心で心豊かな福祉の町づくり	*健康・医療の充実	*社会福祉の充実	
	元気な産業と住みよい環境づくり	*農林業の振興 *商業の振興 *土地利用の適正化 *情報通信網の整備 *生活環境の整備 *自然保護と環境緑化	*工業の振興 *観光の振興 *道路網の整備 *都市計画事業の適正化 *安全な生活の確保 *ふるさと定住の促進	

	豊かな創造力を育む人づくり	*生涯学習推進体制の整備 *社会教育の充実	*学校教育の充実 *芸術文化の振興と文化財の保護
将来人口	平成 22 年 5,300 人		
目標年次	基本構想 = 平成 22 年度、基本計画 = 平成 22 年度		

2) 各町の重点事業

現在各町で着手している主要事業は、分野別に大別すると次のように整理されます。

各町ともに事業の多くが、道路や上下水道等都市基盤や生活環境の整備、あるいは農業振興における土地改良事業等に集中しており、これらのほかに学校・社会教育施設等の教育・文化における事業が展開されています。

県都に隣接したベッドタウンとして都市的機能等ハード面での充足も必要ですが、必要以上のハード整備は維持管理経費もかさむ上、合併により施設の種類によっては近い場所に同種の施設が立地するという「重複」が生じることから、新市ではハード重視から住民サービスの向上・充実を図るソフト重視の事業展開へと変えていく必要があります。

分 野		主 要 事 業 名
社会基盤、 自然・生活環境	道 路	・町道整備事業 ・街路整備事業
	土 地	・地籍調査事業
	地域・生活関連	・公共施設バリアフリー事業 ・交通体系の整備(マイタウンバス・新交通システム)
	市 街 地	・街灯整備事業 ・宅地開発事業
	上下水道	・上水道、簡易水道整備事業 ・公共下水道関連事業 ・農業集落排水事業
	公園・緑地	・公園整備事業
	衛生管理	・ごみ処理施設の改修 ・循環型社会の構築(ごみ減量・リサイクル等)
	消防・防災・交通安全	・防火水槽等消防設備整備事業 ・防災無線整備事業
保健・医療・福祉	保健衛生	・健康づくりの推進 ・健(検)診事業の推進 ・予防接種の実施
	社会福祉	・子育て支援 ・高齢者福祉
産業振興	農林水産業	・農業基盤整備事業 ・農林水産業の振興
	商 工 業	・商工業の振興
	観光・レクリエーション	・観光の振興 ・イベント等の推進
教育・文化	学校教育	・小中学校施設改修事業 ・ふるさと教育の推進
	生涯教育	・社会教育・体育施設整備事業 ・文化財等整備事業 ・人材の育成
交流・連携	交流・地域づくり	・自治組織(町内会・コミュニティ)の育成 ・ボランティア等の育成 ・国際交流の推進 ・男女共同参画社会の構築
	情報・通信	・IT講習等の実施

第2章 合併の効果

第1節 新しいまちづくり

(1) 地域のイメージアップと活力の強化

新市の誕生が、地域の存在感や「格」の向上と地域のイメージアップにつながり、企業の進出や若者の定着、重要プロジェクトの誘致が期待できます。合併により行財政基盤を強化し、効率的・効果的な事業展開を進めていくことで、地域の総合力が向上し、全体的な成長力や苦境を乗り越える力が強くなります。

(2) 広域的観点にたったまちづくり

広域的・総合的な視点に立つことで、重複投資を避けたり既存施設の転用を図ったりすることで投資を抑制できるほか、道路や公共施設の整備、土地利用、地域の個性を活かしたゾーニング等、まちづくりをより効果的に実施することができます。また、環境問題や水問題、観光振興等、広域的な調整・取組を必要とする課題に関する施策を有効に展開できるようになります。

(3) 重点的な投資による基盤整備の推進

財政規模の拡大により、従来に比べ事業規模を拡大し重点的に実施することが可能となり、地域の中核となるグレードの高い施設の整備や大規模な投資を必要とするプロジェクトの実施が可能になります。

第2節 住民の利便性の向上

(1) 窓口サービスの向上

利用可能な窓口の増加により、住民票の発行等の窓口サービスが、住居や勤務地の近くなど多くの場所で利用することが可能になります。

(2) 生活実態に即した学区の設定等

町境を越えた学区の再編・見直しにより、生活圏にあった小中学校区を設定することが可能になります。

また、保育事業では、広域入所の手続きは必要なくなり、勤務地に近い保育所に預けることが一層促進され、安定した就労環境の提供が可能になります。

(3) 身近な公共施設の利用

利用が制限されていた他の町の公共施設（公民館、図書館、スポーツ施設、保健福祉センター等）が利用できるようになります。また、施設利用料金等で現在町民と町民以外で格差のあった場合、負担の軽減になるとともに、心理的に新市の施設ということで、施設の利用率の向上が期待できます。

第3節 行政サービスの高度化・多様化

職員の政策立案能力・事務処理能力等の総合的な地域経営能力を高めることで、限られた職員数で多くの高度なサービス・事務事業を弾力的・機動的に実施できる等、高度な行政運営が可能となります。

(1) 手厚い・きめ細かいサービス提供ができる体制

合併により企画部門や総務部門等管理部門が統合できるほか、それ以外の各部門においても統合による業務集中化・効率化により職員に余裕が生じさせることができることから、サービスを手厚く、きめ細かくするために、福祉部門や教育文化部門等直接住民と接するサービス部門を中心に追加的に人員を配置することができます。

(2) 高度なサービス提供・施策展開ができる体制

人員の追加的・重点的配置に加え、これまで単独では十分な対応が困難であった女性政策・都市計画・国際化・情報化等の業務に、専任職員として必要数を配置するとともに、専門職員の養成・採用を進め組織を強化することで、より高度なサービスの提供、より多様な個性ある行政施策の展開が可能になります。

(3) 行政レベル・地域経営能力の向上

地域が自らの責任で、自ら考え、自ら積極的に取り組める能力、及び地方分権により増加する事務量に無理なく対応する能力を持つために、職員の政策立案能力・事務処理能力を高める研修等を継続的に行い、高度な施策展開能力を持つ職員へレベルアップさせることにより、行政レベル・地域経営能力が向上します。

また、広域的・総合的な視点に立った効率的・効果的な事業の実施を通じて、職員が計画的かつ効率的に投資する判断・立案能力を持つことにもなります。

第4節 行財政の効率化と国・県の支援

地方分権の推進や少子高齢化の進展、国・地方を通じた財政の著しい悪化等、地方自治体の行財政を取り巻く情勢が大きく変化している現在では、行政サービスの水準の維持・向上を図りつつ行財政のスリム化・効率化を進めることが強く求められています。このような課題を解決する有力な方法の一つとして、市町村合併への取り組みが全国的に進められています。

つまり、市町村合併の大きな効果の一つが統合化・効率化による経費節減であると言えます。主に管理部門（総務・企画・議会事務局等）を中心に効率化が図られることにより、地方公共団体の歳出のうち、職員の給与等の人件費や管理的経費等の任意に削減することが困難とされてきた義務的経費を中心に経費削減が可能となります。またそのほかに、合併に伴う組織統合により、適正な定員管理の下、余力のある職員を直接的な住民サービス部門（例えば福祉や環境部門等）へ配置することや職員の専門職化を図ることで、これまで以上に高度なサービスの提供と地域に根ざした行政施策の展開が可能となることも効果として見込まれます。

(1) 特別職数の削減

合併によって、まず考えられるのが町長・助役・収入役・教育長等の特別職にかかる経費の削減です。現在の3町それぞれにある役職が1市に統合されることによって、合併後はそうした経費が削減されることとなります。

特別職給与の削減額を試算するため、人口や産業構造が類似した全国の市町村を一定の規模に応じて区分した類似団体(市)との比較を行うと、年間7,800万円程度の経費削減効果が見込まれます。

常勤特別職給与(月額)及び給与等年間所要額(平成15年4月1日現在、千円)

区分	町長	助役	収入役	教育長	給与等年間所要額	削減見込額
天王町	860	650	600	565	43,014	78,064
昭和町	850	640	-	550(460)	40,967	
飯田川町	810	610	580	500	41,277	
小計					125,258	
類似団体(市)	890.0	721.8	658.5	639.3	47,194	

資料:各町総務課調べ(平成15年度予算額)
(昭和町の教育長には羽城中学校組合教育長を含む。)

「類似団体」

全国の市町村を人口と産業構造を基準に、市は29類型、町村については39類型に分類し、人口一人あたりの各種財政指標を取りまとめたもので、市町村が財政規模や組織等態様の類似した団体の財政状況の実態を把握することで、当該団体の財政運営の適正化及び健全化を図るために活用されている。

(2) 議員数の削減

3町の現在の議員総数は54人となっていますが、合併により新市の議員定数の法定上限数が26人となることから、議員数の減による経費の削減が見込まれます。

定数を26人とし、類似団体(市)との比較を行うと、年間5,700万円程度の経費削減となります。

なお、新市の議員定数については、3町の協議により「市町村の合併の特例に関する法律」に定める定数特例及び在任特例のいずれかの特例を適用することができます。

定数特例：最初の4年間の任期を本来の定数の2倍である52人まで増加することができます。

在任特例：3町の現在の議員は、2年以内の期間に限り、引き続き新市の議員として在任することができます。

議員報酬(月額)及び報酬等年間所要額(平成15年4月1日現在、千円)

区分	議長	副議長	議員	議員定数	報酬等年間所要額	削減見込額
天王町	295	265	245	20	79,645	57,287
昭和町	285	255	245	18	70,377	
飯田川町	270	245	230	16	59,854	
小計				54	209,876	
類似団体(市)	443.8	384.9	360.8	-	152,589	

資料:各町総務課調べ(平成15年度予算額)

(3) 職員数の削減

合併によって最も期待される効果の一つが行財政基盤の強化であり、行政組織の効率化です。

ここでは、合併後の新市における適正な職員数を把握するために、類似団体(市)との比較を行いました。

職員数を類似団体並の293人まで削減すると、年間1億3千万円程度の経費削減効果が見込まれます。

なお、新市の職員数は、組織・機構のあり方により変わってきますが、さらに効率化を進めることにより、類似団体よりも少ない職員数とすることが可能であれば、経費の削減効果は増幅します。

普通会計職員数及び給与額

	普通会計職員数		普通会計職員給(千円)		削減見込額 (千円)
	3町	削減可能数		1人あたり	
天王町	151	24	824,974	5,463	129,768
昭和町	84		456,532	5,435	
飯田川町	65		338,686	5,211	
一部事務組合	17		93,923	5,525	
計	317		1,714,115	5,407	
類似団体(市)	293				

資料:平成14年度地方財政状況調査(平成14年度決算額)

(給与の上昇は見込まず、平成14年度実績値のままと仮定した場合の削減額)

一部事務組合は、湖南衛生処理組合・羽城中学校組合の計

(4) 管理的経費の削減

市町村の支出する経費は、内部管理に係る経費と住民に直接サービスを提供するための経費によって構成されています。内部管理に係る経費のうち賃金・旅費・役務費・委託料等の物件費については、合併による事務及び組織の統合によってスケールメリットが働くため、従来よりも少ない費用で効果的な行政運営を行うことが可能となり、経費の大幅な削減が見込まれます。

3町合計の物件費を類似団体と比較してみると、年間1億円程度の経費削減効果が見込まれます。

物件費の状況

	物件費(性質別歳出)
3町合計	1,620,522千円
類似団体(市)	1,515,218千円
合併によって見込まれる 経費削減効果	105,304千円

資料:平成14年度地方財政状況調査(平成14年度決算額)

(5) 施設の統廃合

合併後の新市が保有する施設としては、第1章第10節「公共施設」で整理したように、公民館をはじめとして数多くの施設を持つこととなりますので、重複する施設の他用途への転用等を進めることで、

行政財産を効率的かつ効果的に利用することが可能となるほか、新設の負担を軽減することができる見込みです。

ただし、3町いずれにも現在は整備されていない施設で、今後の行政ニーズの中で求められる施設については、用途転用による既存施設の最大限の活用を原則としつつも、それでは満たせない場合は十分な検討の上で新規整備も進めていく必要があります。

(6) 国や県の財政支援

前項(5)までに挙げたさまざまな経費節減と同時に、国や県が用意している市町村合併の推進を支援するためのさまざまな支援策を活用することにより、厳しい財政状況を改善し財政基盤を強化することが可能です。

1) 国の支援策

公共的施設整備のための合併特例債

合併年度及びその後10年度に限り、市町村建設計画に基づく特に必要な事業の経費に特例地方債の充当が可能となっており、その元利償還金の一部が普通交付税の基準財政需要額に算入されます(充当率95%、交付税算入70%)。3町の合併の場合、標準全体事業費は約138.5億円で、その内約131.6億円まで起債することができ、その元利償還金の内の約92.1億円まで国が交付税という形で手当されることから、実質的な自己負担は約46.4億円となります。

	標準全体事業費	起債可能額	普通交付税算入額	自己負担分
新市	138.5億円	131.6億円	92.1億円	46.4億円

総務省ホームページでの試算

基金造成のための合併特例債

合併年度及びその後10年度に限り、旧市町村の区域に係る地域振興等のための基金積立に特例地方債の充当が可能となっており、その元利償還金の一部が普通交付税の基準財政需要額に算入されます(充当率95%、交付税算入70%)。3町の合併の場合、約17.4億円まで起債することができ、その元利償還金の内の約12.2億円まで国が交付税という形で手当されることから、実質的な自己負担は約6.2億円となります。

	標準基金規模の上限	起債可能額	普通交付税算入額	自己負担分
新市	18.3億円	17.4億円	12.2億円	6.2億円

合併市町村補助金

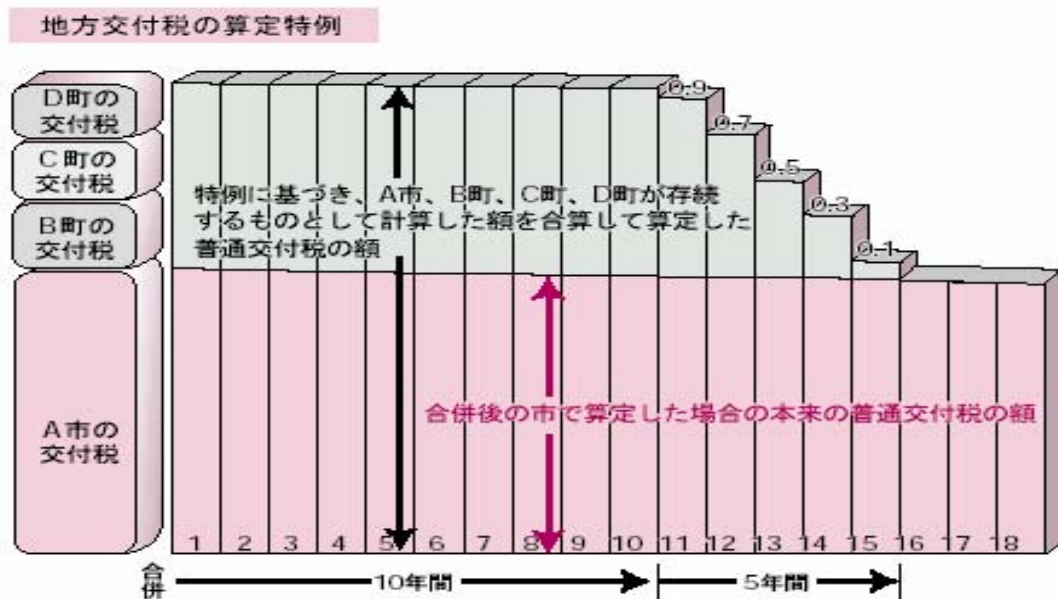
市町村建設計画に位置づけられたもので、全国のモデルとなる事業に要する経費に対して国から補助金が交付されます。旧市町村の人口規模により交付される限度額が決まっており、合併の成立から3カ年度を限度として交付されます。3町の合併の場合、限度額は3年間で3.3億円となります。

交付額	人口 5,000 人まで	2 千万円
	人口 5001 ~ 10,000 人	3 千万円
	人口 10,001 ~ 50,000 人	5 千万円
	人口 50,001 ~ 100,000 人	7 千万円
	人口 100,001 以上	1 億円
主な対象事業	電算システムの変更等、合併市町村において統一的に業務を遂行するうえで必要となり、かつ合併市町村の行政運営の合理化又は効率化に資する事業 庁舎の改修等、住民への行政サービスの水準確保・強化に資する事業 電話、防災行政無線の統一等、公共施設相互間の連携強化に関する事業 地域間連絡バス等の購入等、合併市町村の区域内における人的・物的交流促進を図るために必要な事業 合併記念式典等、合併市町村の一体性の速やかな確立を図るために必要な事業 その他総務大臣が必要と認める事業	

普通交付税算定特例

合併する市町村に対しては、地方交付税額の算定の特例が認められており（合併特例法 11 条）、合併年度及びこれに続く 10 年度は合併しなかった場合に各市町村が交付されていたと想定される額の合算額を下回らないよう交付され、その後 5 年間は段階的に減額されることになっています。

但し、これは、合併後 10 年間について合併前の交付額と同額が継続して交付されることを保障する意味ではなく、あくまでも各年度において各市町村が合併しなかった場合の合算額を下回らないよう交付されるものです。



合併直後の臨時的経費の普通交付税措置

合併直後に必要となる臨時的経費（システム統一やネットワーク整備等行政の一体化に要する経費、行政水準・住民負担水準の格差是正等）について、5 年間にわたって均等に普通交付税に措置（上限 30 億円）されます。

交付税措置額は次のような所定の算定式があり、この式に当てはめると 3 町での交付税措置額は 3.5 億円となります。

$$\text{交付税措置額} = (1\text{億円} + 5\text{千円} \times \text{合併後の人口}) \times (1 + (\text{合併関係市町村数} - 2) / 4)$$

合併市町村に対する包括的な特別交付税措置

合併後の新たなまちづくり、公共料金や公債費負担の格差是正、土地開発公社の経営健全化等の財政需要に対して、3年間にわたる包括的な特別交付税措置がとられます。交付税措置額は次のような算定式となっています。

$\text{交付税措置額} = (4\text{億円} + 4\text{千円} \times \text{増加人口}) \times \text{補正係数}$

2) 県の支援策

市町村合併特例交付金

合併後の臨時的経費や市町村建設計画に基づくまちづくり経費への補助が予定されています。1合併関係市町村あたり2億円が上限となっていることから、3町の場合は6億円の交付が予定されます。

各種事業の優先採択

秋田県市町村合併支援プランに基づき、国庫補助事業及び県単独事業の採択について優先的に配慮されます。また、県として次の分野に関わる施策を優先的に実施していくことによって、合併対象地域における総合的かつ計画的な整備を推進します。

(1) 快適な暮らしを支える社会基盤の整備	道路の整備	ア 市町村を支援する道路整備 イ 都市計画道路の整備
	住環境の整備	ア 合併に伴う公共住宅の整備 イ 公営住宅の建替え等の促進 ウ 合併市町村内の住宅団地の整備に対する支援
(2) 豊かな生活環境の創造	上水道の整備	ア 水道施設整備事業
	下水道等の整備	ア 下水道と他の汚水処理施設との共同利用の促進 イ 農業集落排水施設等の整備の促進 ウ 公共下水道等下水道の普及の促進
	情報通信の整備	ア 地域イントラネット基盤施設整備事業 イ 情報通信システム整備促進事業
(3) 生涯にわたる保健・医療・福祉の充実		ア 介護保険広域化支援 イ 介護保険施設整備事業
(4) 教育・文化の充実		ア 公立小・中学校校舎等の新・増築事業 イ 第62回国民体育大会市町村競技会場施設整備事業
(5) 新世紀に適応した産業の振興	農林水産業の振興	ア 広域営農団地農道整備事業 イ 一般農道整備事業 ウ 農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業 エ 農村振興総合整備事業 オ 水産物供給基盤整備事業 カ 漁村総合整備事業 キ 漁港関連道整備事業 ク 林道開設事業 ケ 農林漁業用揮発油税財源身替林道整備事業 コ 林業地域総合整備事業
	商工業の振興	ア 中心市街地活性化による商業の振興 イ 特定産業集積活性化
(6) まちづくり支援		ア 将来構想、振興計画の策定

第5節 合併に際する懸念の解消

合併は、前述のような効果が想定される反面、住民に不安やデメリットに感じられる点が少なからずあります。これらの不安・デメリットと捉えられる点を十分に検討・対応し、解消する方向でまちづくりを進めていく必要があります。

(1) 役場が遠くなって不便になるのではないか

合併後でも、それぞれの役場庁舎を新市の庁舎として有効活用することでサービス拠点を維持するというパターンが一般的です。その場合、いずれの庁舎にも総合サービス窓口を設けるなど、住民が現在受けているさまざまな行政サービスが変わりなく受けられる体制にすることが考えられます。

また、将来的には、郵便局やコンビニエンスストア等住民に身近な場所でもサービスが受けられるようにすることや、電子自治体の実現を進め、ほとんどの行政サービスが自宅で受けられるようにすることで利便性の向上を図る方法も考えられます。

(2) 住民の意見が反映されにくくなるのではないか

住民の声を吸い上げ、迅速に対応するためには、行政モニターやアンケートなどの手法に加え、例えば、支所や各施設への専門の相談窓口や意見箱の設置やインターネットを活用した意見聴取等、さまざまな仕組みを整える必要があります。また、町内会をはじめとする従来からのコミュニティを維持し、それらと新市行政との密接な連携を図っていくほか、重要施策等については職員の各地域への説明会の開催等で積極的に情報発信を行っていくことも必要です。

(3) 中心部だけ良くなり、周辺部が取り残されるのではないか

合併によって強化された財政基盤を効果的に活用し、土地利用・ゾーニングに基づくバランスの取れた一体性のあるまちづくりを効率的に行うことで、中心部と周辺部の均衡ある発展を図ることが可能です。

(4) 各地域の歴史、文化、伝統等が失われるのではないか

旧町の名称を新市内の町・字名や学校などの公共施設の名称にしたり、合併を機に地域の資料館などを整備したりするなどの工夫により、それぞれの地域において育まれた歴史、文化、伝統を新市の貴重な財産として守っていくことが必要です。また、合併前の各地域の歴史や伝統・個性をお互いに尊重・理解しながら、新しい地域の活力をつくり出すことが、この合併の意義のひとつでもあると考えられます。

第3章 新市のまちづくりの基本的考え方

第1節 新市のまちづくりの将来像

新市は、日本海に面した天王砂丘群の松林や出羽丘陵の緑の山なみ、八郎湖に向かって広がる広大な田園風景に囲まれた、豊かな自然環境と、県都秋田市に隣接した良好な生活環境を併せ持つ地域です。

また、少子高齢化、過疎化に起因する地域活力の弱まりが進行する県内にあっては唯一人口が微増する地域であり、若年層を中心とした将来の発展に可能性を感じさせる地域でもあります。

反面、都市化の進行や地域コミュニティの弱体化等、新たな課題を生む状況にあります。

良好な自然環境を維持しつつ、魅力的な生活環境を提供するという、人と環境に配慮した調和の取れた個性あるまちづくりを進めるとともに、まちづくりの基本となる人づくりを進めながら課題を解決し、住民一人ひとりが生きがいを持ち、誰もが生き生きと生活することができ、夢の持てる魅力ある地域をつくっていく必要があります。

以上のことから、理想とする新市の将来像を次のように設定します。

い い
～ 生き生き 36000 の夢づくり～

『一人ひとりが輝く ひとと環境に優しい田園都市』

(1) 生き生き36000の夢づくり

新市に住む誰もが、良好な環境の中で生き生きと楽しく活動・生活でき、生きがいを持って暮らし、魅力的で活力にあふれた夢のある地域をつくることを宣言するものです。

「生き」とは、住民や事業者等の活発な活動を意味し、「生き」とは、住民の楽しい生活と生きがいを意味します。

「36000の夢づくり」とは、新市は約36,000人から始まることから、36000はすべての地域、すべての住民を意味します。一人ひとりの住民がまちづくりに参画することで、夢のある魅力あふれる地域をつくっていくことをめざします。

(2) 一人ひとりが輝く、ひとと環境に優しい田園都市

「一人ひとりが輝く」というのは、一人ひとりの個性や生き方を尊重し、連携と調和のとれた地域コミュニティが確立され、人づくり・学べる環境が充実した「キラリと光る」まちをめざします。

また、「ひとと環境に優しい」というのは、恵まれた景観・自然環境を維持し、住民が必要な生活環境を提供し、人と環境に配慮した、優しい、調和の取れた「人と環境が共生」するまちをめざします。

「田園都市」とは、田園と都市の両立・調和を意味します。広大な田園風景の中にうまく溶け込んだ快適な住環境により、住民にとって「住み良い・住み続けたい」と感じるような魅力あふれるまちとしていくことが「田園都市」という言葉にこめられたメッセージです。

第2節 新市のまちづくりの基本目標

将来像の実現に向けた基本目標として、次の5項目を設定します。

(1) 環境と調和し快適で安らぎのあるまち

新市のシンボルとも言える田園風景を中心とした多彩で豊かな自然環境を、いつまでもその価値を失わないように大切に守り、育てていきます。

同時に、豊かな自然環境と調和した、道路や上下水道等の生活上必要な基盤の整備を進めることで、住民が快適に暮らせ、安全が守られ、災害に強い、安らぎのあるまちづくりを進めます。

(2) 安心して楽しく健やかに暮らせるまち

住民一人ひとりが生き生きと活動・生活を続けていく上で、健康で安心して楽しく暮らせるように、保健・医療・福祉が相互に連携し、いつでも、どこでも必要なサービスが受けられる環境の整備を図り、お互いにいたわり合い、一人ひとりが大切にされる住みよいまちづくりを進めます。

(3) 活力と創意工夫で豊かに暮らせるまち

住民一人ひとりが夢をかたちづくっていくには、誰もが生きがいを持って働くことができ、経済的な豊かさを実感できることが必要です。

このため、農林水産業や商工業などの既存の産業の活力を一層高めるとともに、各自の創意工夫から新たな産業を興していくことで、多様な働き口を地域に確保し、豊かさゆとりが実感できる活気に満ちたまちづくりを進めます。

(4) 生涯学び心豊かな人を育むまち

豊かな生活とは、快適な環境と物的な豊かさだけでなく、心の豊かさが満たされ、自己実現が満たされるようであればなりません。

全ての住民が心豊かに暮らせるように、まちづくりは人づくりであるという3町の重要理念を継承・発展させ、生涯にわたって学び、文化的な活動が活発に行えるようにするほか、新市の明日を担い創造性と人間性に富んだ人材の育成を進めるとともに、地域の風土・文化の保護・継承に努めます。

(5) とともに支え温かにふれあえるまち

県都秋田市のベッドタウンという性格からは新しい居住者と3町の住民が、また新市への来訪者と住民が、交流し、互いに理解し合い、助け合うような温かみのあるまちをつくっていきます。

地域内においては、新市としての一体感の醸成、地域コミュニティの再構築など住民一人ひとりがふれあい、助け合い、ともに高めあうことで、地域に活力があふれ、夢の持てるまちをつくり上げていきます。

第3節 将来像を実現するための基本的な考え方

「一人ひとりが輝く、ひとと環境に優しい田園都市」を実現するための基本的な考え方は、住民同士あるいは住民と行政が互いを支え合いながら主体的にまちづくりに関わるということです。

全てを行政が抱え込むのではなく、住民を主役としたまちづくりを進めることで、まちづくりにかかる行財政コストを削減していく必要があります。

以上のことから、次の点に留意したまちづくりを進めることとします。

(1) 住民組織と行政との関係の再構築

住民参加の個性的で魅力あるまちづくりを進めていくためには、住民・事業者・行政・ボランティアやNPO等地域コミュニティを構成する全ての関係者が、まちづくりの担い手として新市の将来像を共有しながら対等な立場で連携し、それぞれの役割分担を明らかにして主体的に責務を果たすこと（＝協働）が求められます。

そのためには、行政として、住民や事業者が自らの地域を自らつくるという自治意識の醸成を図ると同時に、あらゆる情報の共有、住民参加の体制整備や、多彩な地域イベントの実施など、男女共同参画を踏まえた住民参加型のまちづくりが進むような施策を展開します。

(2) 市民活動の促進

新市のまちづくりや自然環境の保全・管理をはじめ、文化・スポーツ・福祉・防災など住民自らが主体的に参加して取り組むまちづくり活動を促進するため、自治活動や文化団体、スポーツ団体などのコミュニティ活動、ボランティア活動及びNPO法人などの活動をきめ細かく支援します。






(3) 行財政運営の効率化

厳しい財政状況の中でまちづくりを進めていくことから、効率的に事業・施策を実施する行政運営を行っていくため、職員及び組織としての政策立案などの能力を向上させると同時に、施策・事業の目的・効果・コストなどを総合的に評価し見直しに取り組みます。また、住民・事業者・NPOなどの民間活力・ノウハウを最大限に活用し、効率的な施策・事業の実施運営を図ります。

さらに、健全で計画的な財政運営のため、コスト削減などによる歳出抑制及び適正な課税と滞納管理による確実な税収確保により財政状況の改善を図ると同時に、行政改革の推進や効率的・効果的な財源の配分を行い、最少の経費で最大の効果を上げるように施策・事業を実施します。また、行政サービスに係るコストについても常に精査を行い、施策・事業の公益性や必要性を勘案しながら適正な受益者負担を確保するなど行財政運営の効率化に努めます。

第4章 主な取り組みの方向性

将来像の実現に向けて設定した基本目標を達成していくための具体的な取り組みとして、それぞれ次のような方向で進めていきます。

<p>将来像</p>	<p>生き生き36000の夢づくり 一人ひとりが輝く ひとと環境に優しい田園都市</p>		
<p>基本目標</p>	<p>施策の大綱</p>		
<p>環境と調和し 快適で安らぎの あるまち</p>		<ul style="list-style-type: none"> (1) 自然環境の保全 (2) 道路の整備 (3) 公共交通の充実 (4) 市街地の整備 (5) 上下水道の整備 (6) 住環境の整備 (7) 公園・緑地の整備 (8) 衛生環境の整備 (9) 消防・防災・交通安全の推進 	
<p>安心して楽しく 健やかに 暮らせるまち</p>		<ul style="list-style-type: none"> (1) 保健・医療の充実 (2) 社会福祉の充実 (3) 子育て支援の充実 (4) 地域福祉の充実 (5) 保険事業の充実 	
<p>活力と創意工夫で 豊かに 暮らせるまち</p>		<ul style="list-style-type: none"> (1) 農林水産業の振興 (2) 商工業の振興 (3) 観光・レクリエーションの振興 (4) 起業の促進・支援 	
<p>生涯学び 心豊かな人を 育むまち</p>		<ul style="list-style-type: none"> (1) 生涯学習の推進 (2) 幼児・学校教育の充実 (3) 文化・スポーツの振興 	
<p>ともに支え 温かに ふれあえるまち</p>		<ul style="list-style-type: none"> (1) 地域コミュニティの推進 (2) 男女共同参画社会の形成 (3) 地域間・国際交流の推進 (4) 情報化の推進 	
<p>将来像実現 のための 基本的な考え方</p>	<p>住民組織と 行政との関係 の再構築</p>	<p>市民活動の促進</p>	<p>行財政運営の 効率化</p>

第1節 環境と調和し快適で安らぎのあるまち

(1) 自然環境の保全

天王砂丘群の松林・出羽丘陵の森林・広大な田園風景等の豊かな自然環境の保全と活用を図ります。また、住民・事業者・行政の連携・協働により公害の防止に努め、自らの地域の環境を守る活動を支援します。

(2) 道路の整備

住民間の交流と連携が促進されるように、生活道路の充実や3町間を結ぶ体系的な利便性の高い道路ネットワークの確立を進めます。

(3) 公共交通の充実

通勤・通学手段として重要なJR奥羽本線及びJR男鹿線の利便性向上を働きかけていきます。

また、高齢者をはじめとする交通弱者が地域内で自由に移動できる貴重な手段であるバス路線の維持を図り、マイタウンバス等の運行による利便性の向上に努めます。

(4) 市街地の整備

田園と都市の調和の取れた魅力ある都市空間の形成を図るため、新市としての都市計画の指針（マスタープラン）を策定し、計画的な都市基盤の整備、及び機能的・効率的な市街地の整備を進めます。

(5) 上下水道の整備

上水道については、未給水区域への延伸、拡張を図る上で、新たな水源の確保や取水施設の整備を図り、秋田中央圏域広域水道整備計画を推進するとともに、安全な水を安定的に供給することに努めます。

また、下水道については、公共下水道施設、農業集落排水施設、合併処理浄化槽により、それぞれの地域・地形にあった形態での下水処理施設の整備を進め、供用開始地区では水洗化率の向上に努めます。

(6) 住環境の整備

住み良いまちとしての自然環境や景観に配慮した優良宅地や公営住宅の整備を進めます。

また、高齢者や障害者が安心して暮らせるよう、建物・施設のバリアフリー化を促進します。

(7) 公園・緑地の整備

住民や新市を訪れる人々に憩いとレクリエーションの場を提供すると同時に、災害時における避難場所を確保するため、公園・緑地の整備・改修等を進めます。

(8) 衛生環境の整備

良好な環境を大切に守っていくため、環境への負荷の少ない循環型地域社会の構築をめざし、ごみを減らすと同時にごみやし尿の処理を適切に行う環境を整えます。

(9) 消防・防災・交通安全の推進

防災機能の高いまちづくりを進めるため、消防・防災体制の整備を進めます。

また、住民の安全を守るため、救急体制や交通安全対策についても充実・強化を図ります。

第2節 安心して楽しく健やかに暮らせるまち

(1) 保健・医療の充実

健康で元気に暮らせる長寿社会を実現するため、住民一人ひとりが一生を通じて健康で生き生きと自立した生活が送れるよう、健康寿命を延ばし、寝たきりにならないための予防を住民、地域、行政が一体となった健康づくりを進めます。

(2) 社会福祉の充実

すべての住民が生き生きと暮らせる環境をつくるため、高齢者や障害者等の多様なニーズに的確に対応し、すべての住民がお互いにいたわり合い、誰もが安心して暮らせる地域づくりを進めます。

(3) 子育て支援の充実

未来を担う子どもたちを安心して産み、育てやすい環境をつくり、すべての子どもたちが健やかに育むために、社会全体で子育てを支援する取り組みを進めます。

(4) 地域福祉の充実

高齢社会の到来に伴い、福祉サービスを必要とする人達を地域の中で支えあい、励ましあえる社会をつくり、保健・医療・福祉の各機関をはじめ、ボランティアや企業等の連携を図り、住民、地域と行政が協働して支え合う体制づくりを進めます。

(5) 保険事業の充実

国民健康保険や介護保険といった、基礎的な社会保障制度に対する住民の理解を深め、相互扶助の仕組みを充実させると同時に、関係機関と連携して円滑な運営を図ります。

第3節 活力と創意工夫で豊かに暮らせるまち

(1) 農林水産業の振興

基幹産業である農業は担い手の育成・確保と優良農地の利用集積等農業経営基盤の強化に努めるとともに、振興作目の計画的な生産振興と農業団体の支援・強化を図ります。

林業については、森林資源の適切な維持管理に努めるとともに、特用林産物等の生産体制の拡充に加え、森林の有する多面的機能の持続的発揮を図ります。

水産業については、担い手の育成、水産資源の確保に努め、施設の整備や組織の強化、経営基盤の強化に努め、「つくり育てる漁業」の推進を図ります

(2) 商工業の振興

雇用の創出を図るため昭和工業団地等への企業誘致を促進するほか、商店街の活性化や商工業者の経営安定を図るため商工業団体等と連携し経営指導、融資の斡旋や地場産品の販路拡大、特産品の開発など効果的な支援・振興を図ります。

(3) 観光・レクリエーションの振興

豊かな地域資源や昭和男鹿半島インターチェンジを抱えるという交通条件等を活用し、「天王グリーンランド」「ブルーメッセあきた」「八郎潟ハイツ」などの観光施設のネットワーク化による魅力度アップを図り、集客力を高めるほか、さまざまな観光・レクリエーションの拠点づくりに努め、観光振興を図ります。

(4) 起業の促進・支援

住民や事業者等が生き生きと地域内で活動する中で、各自の創意工夫から新たな産業が創出され、新しく地域経済・雇用の一翼を担えるように、コミュニティビジネスやベンチャービジネス等の新たな起業が誕生・成長することを支援します。

コミュニティビジネスとは……従来ボランティアとして行われていた活動などを地域における事業とし行うビジネス

ベンチャービジネスとは……新しい技術や高度な知識を基に行う新規技術開発や情報処理などを行う事業

第4節 生涯学び心豊かな人を育むまち

(1) 生涯学習の推進

教育環境等の充実と同時に、住民一人ひとりのニーズに応じた生涯にわたる多様な学習機会・活動を支援し、生きがいづくりや地域活性化の体制づくりを進めます。

また時代に即した人づくりとして、国際化に通用する人材の育成、地域における情報利活用能力の向上に積極的に取り組みます。

(2) 幼児・学校教育の充実

新市の明日を担い、創造性と人間性に富んだ人材を育成することを通じて地域の活力を高め、新市においても「まちづくりは人づくり」を継続的に実践・発展させていくために、教育施設等の整備とともに幼児教育・学校教育の一貫した充実を図ります。

地域全体で人づくりを進めていくという観点から、学校・家庭・地域が連携し一体となって児童、生徒の健全な育成を図ります。

(3) 文化・スポーツの振興

長年にわたり継承されてきた3町の多様な伝統・文化を守り、広げていくとともに、新市の新たな文化が創出されるように、住民が主体となった多様な文化活動を支援します。

また、誰でも親しめるスポーツ活動を通じて、一人ひとりが生き生きと健康に過ごせ、地域間交流の進む、スポーツが楽しめる環境づくりを進めます。

第5節 ともに支え温かにふれあえるまち

(1) 地域コミュニティの推進

新市が活力に満ち、活気あふれるまちになるためには、各地域のコミュニティ活動を活発化していくことが必要です。

地域自治組織やボランティアなどの活動を支援し、地域のリーダーとなる人材の育成や、活動の拠点となる公民館などの充実を図ります。

(2) 男女共同参画社会の形成

住民一人ひとりが輝けるまちとなるためには、お互いを支えあい、高めあうことのできる温かい、ぬくもりの感じられる地域であることが重要です。誰もが相互に対等なパートナーとして尊重し、交流を深めることで地域の一体感の醸成を図ると同時に、男女が責任や役割を分担し、それぞれの潜在能力を最大限に発揮できることにより、自己実現ができ、その結果として活気がみなぎる地域をめざします。

(3) 地域間・国際交流の推進

新市の利点・特徴を最大限に活かし、定住人口を増加させていくためには、活気のあるまちづくりを進めていくと同時に、他地域との相互交流を深め、新市に移り住みたい人や新市を訪れたい人を増やす等、地域間交流・連携による地域の活性化を進めます。

また、地域間交流の延長として海外との交流も促進し、相互理解を深めるべく、住民や民間団体を主体とした国際交流を促進・支援します。

(4) 情報化の推進

情報機器は、日常生活の利便性の向上、情報取得や行政との情報伝達、産業振興などさまざまな面で活用されています。住民がいつでも情報を取得できるように、情報活用能力向上のための場所や機会を提供するとともに、ボランティアなどと連携し情報化の普及を進めます。併せて、行政への申請や届け出が自宅でできる電子自治体の実現に向けた環境の整備を進めます。

おわりに

私たちの天王町・昭和町・飯田川町は秋田県のほぼ中央の沿岸部に位置し、地形的な条件や日常の生活圏が隣接し、古くからさまざまな面で交流が盛んな地域として発展してきました。

近年、市町村の区域を越えた生活圏の広域化に伴い、私たちの3町でも広域的な取り組みとして、湖南地区衛生処理組合を昭和57年に設立し良好な環境を大切に守ってきました。平成15年8月には、ダイオキシン対策に対応した湖南地区衛生センターの改修も竣工し一層の協力体制を築いてきました。

これら共通の課題に連携して取り組む中で市町村合併についても研究・協議が進められ、その後さまざまな議論を経て、平成15年7月1日に「天王町・昭和町・飯田川町合併協議会」が発足しました。

今後、新市が「一人ひとりが輝く ひとと環境に優しい田園都市」をめざしていくために、3町各々が培ってきた歴史・伝統・文化など地域の財産を大切にしながら、自然と共存する調和のとれた活力あるまちづくりを進めていかなければなりません。

また、36,000人の住民誰もが生き生きとして輝くまちづくりを進めるためには、一人ひとりが、合併によるまちづくりを自らの夢づくりととらえて、主体的に考え、取り組んでいくことが、是非とも必要となってきます。

この将来構想においては、新市の将来像と取り組むべき施策の方向性を示しましたが、これをもとに新しい時代のまちづくりについて皆様とともに考えていきたいと思っておりますので、よろしくご理解とご協力をお願いします。